

# 奈良市公報

号 外 第 10 号

平成 17 年 6 月 10 日印刷発行  
発行所 奈 良 市 役 所  
発行人 奈 良 市 長  
編集人 総 務 課 長  
印刷所 株式会社 京阪工技社

## 目 次

### 規 則

|                                                    |    |
|----------------------------------------------------|----|
| ○奈良市簡易水道条例施行規則 .....                               | 1  |
| ○奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則 .....                        | 4  |
| ○奈良市墓地条例施行規則の一部を改正する規則 .....                       | 6  |
| ○奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則...                        | 7  |
| ○奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則 .....                        | 9  |
| ○奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則 .....                       | 10 |
| ○奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則 ...                        | 10 |
| ○奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則 .....                       | 10 |
| ○奈良市下水道条例施行規則及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則 ..... | 22 |
| ○奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則 .....                       | 22 |
| ○奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則 .....                  | 22 |
| ○奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則 .....                        | 23 |
| ○奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則 .....  | 28 |
| ○行政事件訴訟法の一部改正等に伴う関連規則の整備に関する規則 .....               | 35 |

### 訓 令 甲

|                                                   |    |
|---------------------------------------------------|----|
| ○奈良市職員服務規程及び奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令 .....       | 53 |
| ○奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令 .....                | 54 |
| ○奈良市地籍調査作業規程 .....                                | 54 |
| ○奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令 ..... | 54 |

## 規 則

奈良市簡易水道条例施行規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 50 号

奈良市簡易水道条例施行規則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市簡易水道条例（平成 17 年奈良市条例第 31 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 給水装置の工事

(給水措置の構造)

第 2 条 給水装置は、給水管、分水栓、止水栓、給水栓、メーター等をもって構成する。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

(給水装置新設等の申込み)

第 3 条 条例第 5 条の規定による申込みは、給水装置工事申込書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 他人の所有する給水装置から分岐しようとするときは、当該給水装置所有者の同意書
- (2) 他人の所有する土地を通過し、又は他人の所有する土地若しくは家屋に給水装置を設置しようとするときは、当該土地又は家屋の所有者の同意書
- (3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

(給水装置使用材料)

第 4 条 市長は、条例第 6 条第 2 項に定める設計審査又は工事検査において、指定給水装置工事事業者に対し、当該設計審査又は工事検査に係る給水装置工事で使用される材料が水道法施行令（昭和 32 年政令第 336 号。以下「令」という。）第 5 条に規定する基準に適合していることの証明を求めることがある。

2 市長は、前項の規定により証明が提出されないときは、給水装置工事で使用される材料の使用を制限し、又は禁止することができる。

(給水管及び給水用具の指定)

第 5 条 条例第 7 条第 1 項の規定により市長が指定する構造及び材質は、次のとおりとする。

- (1) 配水管への取水口の位置は、他の給水装置の取水口から 30 センチメートル以上離れていること。
- (2) 配水管への取水口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプに直接連結されていないこと。
- (4) 水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置が講じられていること。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結されていないこと。
- (7) 水槽、プール、流し、その他水を入れ、又は受ける器具、施設等に給水する給水装置にあっては、水の逆

流を防止するための適当な措置が講じられていること。

2 条例第7条第1項の規定により市長が指定する材料は、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 工業標準化法（昭和 24年法律第 185号）第 19条第1項の規定による認証を受けて製造される鉱工業品で、当該鉱工業品又はその包装、容器若しくは送り状に、当該鉱工業品が日本工業規格に適合するものであることを示す特別な表示が付されたもの
- (2) 製品が令第5条に適合することを認証する機関が、その品質を認証したもの
- (3) 製造又は販売業者が自らの責任において、製品の令第5条に定める構造及び材質の基準への適合性を証明したもの

3 前項の規定にかかわらず、施工技術その他の理由により市長がやむを得ないと認めた場合は、同項の規定により市長が指定した材料以外の材料を使用することができる。

4 市長は、指定した材料について、地質その他の理由によりその使用が適当でないと認めるときは、当該材料の使用を制限することがある。

5 給水管の口径に比し、著しく多量の水を一時に使用する箇所、3 階以上の建物への給水及びその他市長が必要と認める場合においては、受水槽を設けなければならない。この場合における給水装置、水質の保全等による責任の分界点は、受水槽の入水口の逆止弁とする。

（給水管の口径）

第6条 給水管の口径は、その用途別所要水量及び同時使用率を考慮して適当な大きさとしなければならない。

（給水管埋設の深さ）

第7条 給水管は、公道内の車道及び歩道部分においては 120センチメートル以上、私道内においては 60センチメートル以上、宅地内においては 30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。ただし、技術上その他やむを得ない場合は、この限りでない。

（メーターの設置場所等）

第8条 メーターは、給水管と同口径を標準とし、次に定める基準に基づき設置する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 原則として宅地内の屋外
- (2) 原則として給水装置の配水管又は他の給水管からの分岐部分に最も近い位置
- (3) 点検及び取替作業を容易に行うことができる場所
- (4) 衛生的で破損のおそれがない場所
- (5) 水平に設けることができる場所

2 メーターの保管者は、メーターの設置場所にその計量又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

3 市長は、メーターの保管者が前項の規定に違反したときは、原状回復を命じ、履行しないときは、自ら施行してその費用を違反者から徴収することがある。

4 市長は、必要と認めるときは、メーターの設置場所を

変更させることがある。

（メーターの設置基準）

第9条 メーターは、次の基準により設置する。ただし、市長がこの基準により難しいと認めたときは、この限りでない。

- (1) 給水栓まで直結するものについては、専用又は共用給水装置ごとに1個とする。
- (2) 受水槽を設けるものについては、受水槽ごとに1個とする。ただし、市長が使用水量を計量するため特に必要があると認めたときは、受水槽以下の装置に市のメーターを設置することがある。

（受水槽以下の装置）

第10条 メーターを設置する受水槽以下の装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 汚染防止、逆流防止、衝撃防止、排気、防寒等の必要な装置が設けられていること。
- (2) 使用材料及び器具は、メーターの性能及び計量に支障のないものであること。
- (3) メーターの設置、点検及び取替作業を容易に行うことができるものであること。

2 受水槽以下の装置の使用者、所有者その他管理責任を有する者は、市長がメーターの設置上必要があると認めて当該装置の図面の提出を求めたときは、これを提出しなければならない。

3 受水槽以下の装置についての管理責任は、当該装置の使用者又は所有者が負うものとする。

（メーターの端数計算）

第11条 メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、翌月に繰り越して計算する。ただし、メーターの取付け、又は取りはずしをした月は、この限りでない。

（危険防止の措置）

第12条 給水装置は、逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのない構造でなければならない。

2 水洗便器に給水する給水装置にあっては、その給水装置又は水洗便器に真空破損装置を備える等逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、市の水道管以外の水管その他水が汚染されるおそれがある管又は水に衝撃作用を生じさせるおそれのある用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある箇所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階又は地階に配管するときは、各階ごとに、止水栓を設けなければならない。

6 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

（給水管防護の措置）

第13条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむを得ない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

- 2 電食又は衝撃のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。
- 3 凍結のおそれのある箇所に給水管を配管するときは、露出、隠ぺいにかかわらず、防寒装置を施さなければならない。
- 4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある箇所又は温度の影響を受けやすい箇所に給水管を配管するときは、防食の措置その他の必要な措置を講じなければならない。

### 第 3 章 給水

(給水の申込み)

第 14 条 条例第 13 条の規定による給水の申込みは、給水申込書により行わなければならない。

(代理人及び管理人の選定届)

第 15 条 条例第 14 条の規定による代理人の選定の届出及び条例第 15 条第 1 項の規定による管理人の選定の届出は、代理人等選定(変更)届により行わなければならない。

(メーターの亡失等)

第 16 条 簡易水道使用者等は、自己の保管に係るメーターを亡失し、又はき損したときは、メーター亡失(き損)届により市長に届け出なければならない。

2 市長は、条例第 17 条第 3 項の規定によりメーターに係る損害額を弁償させようとするときは、残存価格を考慮して弁償額を定めるものとする。

(簡易水道の使用中止、変更等の届出)

第 17 条 条例第 18 条の規定による届出は、次の各号に掲げる届出の区分に応じ、当該各号に定める届により行わなければならない。

- (1) 条例第 18 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで並びに第 2 項第 1 号及び第 2 号の届出 簡易水道使用異動届
- (2) 条例第 18 条第 1 項第 4 号の届出 消火栓演習使用届
- (3) 条例第 18 条第 2 項第 3 号の届出 消防用水使用届
- (4) 条例第 18 条第 2 項第 4 号の届出 代理人等選定(変更)届

2 簡易水道使用者等は、給水装置の使用を開始し、中止し、又は再開するときは、あらかじめ簡易水道使用異動届により市長に届け出なければならない。

(給水装置及び水質検査の請求)

第 18 条 条例第 21 条第 1 項の規定による検査の請求は、給水装置・水質検査請求書により行わなければならない。

### 第 4 章 料金、分担金及び手数料

(料金等の納期限)

第 19 条 条例の規定により徴収する料金、分担金及び手数料その他の費用の納入期限は、納入通知書により徴収する料金にあっては納入通知書に記載した日、その他の納入金にあっては別に定めのない限り、納入通知書を発した日から 14 日以内とする。

(過誤納による精算)

第 20 条 市長は、料金の徴収後その算定に過誤があったと

きは、翌月以降の料金において精算することがある。

(使用水量の認定基準)

第 21 条 条例第 25 条の規定による使用水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) メーターに異常があったときは、メーター取替後の使用水量を基礎として日割計算により、異常があった期間の使用水量を認定する。
- (2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のときは、認定する月の前 3 回又は前年同期における使用水量その他の事実を考慮して認定し、これにより難いときは見積量により、使用水量を認定する。

(料金等の減免)

第 22 条 条例第 32 条の規定による減免は、次に掲げるものについて行うものとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定により保護を受ける者の分担金
- (2) 災害その他の理由により料金の納付が困難である者の料金
- (3) 不可抗力による漏水に起因する料金
- (4) その他市長が公益上その他特別な理由があると認めたもの

2 条例第 32 条の規定による減免を受けようとする者は、簡易水道納付金減免申請書を市長に提出しなければならない。

### 第 5 章 管理

(簡易水道使用上の注意)

第 23 条 簡易水道使用者等は、給水用機器にホース等を接続して簡易水道を使用するときは、給水装置に水が逆流しないように措置しなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第 24 条 条例第 39 条第 2 項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水道法施行規則(昭和 32 年厚生省令第 45 号)第 55 条に規定する管理基準に準じて管理すること。
- (2) 前号の管理に関し、1 年以内ごとに 1 回、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

(申込書等の様式)

第 25 条 この規則に規定する申込書、届等の様式は、別に定める。

(補則)

第 26 条 この規則に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、その都度市長が定める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

(工業標準化法の一部改正に伴う読替規定)

2 平成 17 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における第 5 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中

「認定」とあるのは、「認定」と読み替えるものとする。  
(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 51号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、奈良市簡易水道条例（平成 17年奈良市条例第 31号。以下「条例」という。）第 6 条第 3 項の規定に基づき、奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「法」とは、水道法（昭和 32 年法律第 177号）をいう。

2 この規則において「令」とは、水道法施行令（昭和 32 年政令第 336号）をいう。

3 この規則において「省令」とは、水道法施行規則（昭和 32年厚生省令第 45号）をいう。

4 この規則において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

5 この規則において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、改造、修繕（省令第 13条で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去の工事をいう。

6 この規則において「主任技術者」とは、法第 25条の 4 に規定する給水装置工事事主任技術者をいう。

(業務処理の原則)

第 3 条 指定工事業者は、法、令、省令、条例、奈良市簡易水道条例施行規則（平成 17年奈良市規則第 50号）及びこの規則並びにこれらの指定に基づく市長の指示を遵守し、誠実にその業務を行わなければならない。

第 2 章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項の指定は、給水装置工事業を行う者の申請により、市長が行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、省令様式第 1 による申請書に次に掲げる事項を記載し、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者及び役員の氏名

(2) 条例第 2 条に定める給水区域において給水装置工事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の名称及び所在地並びに第 12条第 1 項の規定によりそれぞれその事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 前項の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) 次条第 3 号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し

4 前項第 1 号に規定する書類は、省令様式第 2 によるものとする。

(指定の基準)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の指定の申請をした者が次のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに第 12条第 1 項の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

ア 金切りのこその他の管の切断用の機械器具

イ やすり、パイプねじ切り器その他の加工用の機械器具

ウ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具

エ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者

ウ 第 8 条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者

エ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ 法人であって、その役員のうちにアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

(指定工事業者証の交付)

第 6 条 市長は、第 4 条第 1 項の指定を行ったときは、速やかに指定工事業者に奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者証（以下「指定工事業者証」という。）を交付する。

2 指定工事業者は、事業の廃止を届け出たとき又は第 8 条の指定の取消しを受けたときは、指定工事業者証を市長に返納するものとする。

3 指定工事業者は、事業の休止を届け出たとき又は第 9 条の指定の停止を受けたときは、指定工事業者証を市長に提出するものとする。

4 指定工事業者は、指定工事業者証を汚損し、又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第 7 条 指定工事業者は、次に掲げる事項に変更があった

とき又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、次項に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 法人にあっては役員の氏名
- (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

2 前項の規定により変更の届出をしようとする者は、変更のあった日から 30 日以内に省令様式第 10 による届出書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 前項第 2 号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄附行為及び登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し又は外国人登録証明書の写し
- (2) 前項第 3 号に掲げる事項の変更の場合には、省令様式第 2 による第 5 条第 3 号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

3 第 1 項により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から 30 日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から 10 日以内に、省令様式第 11 による届出書を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第 8 条 市長は、指定工事業者が次のいずれかに該当するときは、第 4 条第 1 項の指定を取り消すことがある。

- (1) 不正の手段により第 4 条第 1 項の指定を受けたとき。
- (2) 第 5 条各号に適合しなくなったとき。
- (3) 第 7 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 第 12 条の規定に違反したとき。
- (5) 第 13 条に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) 第 16 条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) 第 17 条の規定による市長の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が簡易水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大きいと認められるとき。

(指定の停止)

第 9 条 前条各号に該当する場合において、指定工事業者にしん約すべき特段の事情があるときは、市長は、指定の取消しに代えて、6 月を超えない期間を定めて指定の効力を停止することがある。

(指定等の公示)

第 10 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、その都

度公示するものとする。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) 第 7 条の規定により指定工事業から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) 第 8 条の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (4) 前条の規定により指定工事業者の指定の効力を停止したとき。

### 第 3 章 給水装置工事主任技術者

(主任技術者の職務等)

第 11 条 主任技術者は、次に掲げる職務を誠実に行わなければならない。

- (1) 給水装置工事に関する技術上の管理
- (2) 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
- (3) 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が令第 5 条に定める基準に適合していることの確認
- (4) 給水装置工事に関し、市長と次に掲げる連絡又は調整を行うこと。

ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

イ 第 13 条第 2 号に掲げる工事に係る工法、工期その他の給水装置工事上の条件に関する連絡調整

ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡

2 給水装置工事に従事する者は、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

(主任技術者の選任等)

第 12 条 指定工事業者は、第 4 条第 1 項の指定を受けた日から 14 日以内に、事業所ごとに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

2 指定工事業者は、その選任した主任技術者が欠けるに至ったときは、当該事由が発生した日から 14 日以内に新たに主任技術者を選任し、市長に届け出なければならない。

3 指定工事業者は、主任技術者を選任し、又は解任したときは、省令様式第 3 による届出書により、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

4 指定工事業者は、主任技術者の選任を行うに当たっては、一の事業所の主任技術者が同時に他の事業所の主任技術者とならないようにしなければならない。ただし、一の主任技術者が当該二以上の事業所の主任技術者となってもその職務を行うに当たって特に支障がないときは、この限りでない。

### 第 4 章 指定給水装置工事事業者の義務

(事業の運営に関する基準)

第 13 条 指定工事業者は、次に掲げる給水装置工事の事業の運営に関する基準に従い、適正な給水装置工事の事業の運営に努めなければならない。

- (1) 給水装置工事ごとに前条第 1 項の規定により選任した主任技術者のうちから当該工事に関して第 11 条第

1 項各号に掲げる職務を行う者を指名すること。

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。

- (3) 前号に掲げる工事を施行するときは、あらかじめ市長の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。

- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

- (5) 次に掲げる行為を行わないこと。

ア 令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。

イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

- (6) 施行した給水装置工事ごとに、第 1 号の規定により指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から 3 年間保存すること。

ア 施主の氏名又は名称

イ 施行の場所

ウ 施行完了年月日

エ 主任技術者の氏名

オ しゅん工図

カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項

キ 第 11 条第 1 項第 3 号の確認の方法及びその結果  
(設計審査)

第 14 条 指定工事業者は、条例第 6 条第 2 項に規定する設計審査を受けようとするときは、設計審査に係る申請書に設計図を添えて、市長に申請しなければならない。

(工事検査)

第 15 条 指定工事業者は、条例第 6 条第 2 項に規定する工事検査を受けようとするときは、工事完了後速やかに当該工事検査に係る申請書により市長に申請しなければならない。

2 指定工事業者は、前項の工事検査の結果、手直しを要求されたときは、指定された期間内にこれを行い、改めて市長の検査を受けなければならない。

(主任技術者の立会い)

第 16 条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置に関し、法第 17 条第 1 項の規定による給水装置の検査の必要があると認めるときは、当該給水装置に係る給水装置工事を施行した指定工事業者に対し、当該工事に関し第 13 条第 1 号により指名された主任技術者又は当該工事を施行した事業所に係る同号により指名された主任技術者以外の主任技術者の立会いを求めることがある。

(報告又は資料の提出)

第 17 条 市長は、指定工事業者が施行した給水装置工事に関し、当該指定工事業者に対し必要な報告又は資料の提出を求めることがある。

## 第 5 章 雑則

(審査委員会)

第 18 条 市長は、次に掲げる事項に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、奈良市簡易水道指定給水装置工事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(1) 第 8 条の規定による指定の取消し

(2) 第 9 条の規定による指定の停止

2 審査委員会について必要な事項は、別に定める。

(講習会)

第 19 条 市長は、必要があると認めるときは、給水装置の工事の施行に関する知識及び技術の向上を図るため、指定工事業者、主任技術者その他の給水装置工事に従事する者を対象とする講習会を実施し、又は他団体の実施する講習会を推薦するものとする。

(補則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、指定工事業者に関して必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において都祁村指定給水装置工事業者規程（平成 10 年都祁村規程第 3 号）の規程により都祁村指定給水装置工事業者の指定を受けている者は、施行日以後においては、この規則の規定により指定工事業者の指定を受けている者とみなす。

3 施行日前に、都祁村指定給水装置工事業者規程の規定により都祁村長が行った処分その他の行為及び都祁村長に対して行われた申請その他の手続は、施行日以後においては、この規則の相当規定により行われた処分その他の行為及び申請その他の手続とみなす。

(平成 17 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市墓地条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 52 号

奈良市墓地条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市墓地条例施行規則（昭和 43 年奈良市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

|         |      |           |
|---------|------|-----------|
| 奈良市東山霊苑 | 一般墓地 | 規制墓地以外の墓地 |
|---------|------|-----------|

」を

|         |      |           |
|---------|------|-----------|
| 奈良市東山霊苑 | 一般墓地 | 規制墓地以外の墓地 |
| 奈良市都祁墓地 |      |           |

に

改める。

別表第 2 一般墓地の部分を次のように改める。

一般墓地

1 奈良市東山霊苑

- (1) 使用場所の区画は、次のとおりとすること。
  - ア 指定境界線より 1 センチメートル以上控え、区画内周囲を縁石で築造すること。
  - イ 盛土の高さは、前面道路地盤面より 0.5 メートル以内とすること。
- (2) 囲障については、次のとおりとすること。
  - ア 石材をもつて築造すること。
  - イ 高さは、前面道路地盤面より 1 メートル以内とすること。
- (3) 碑石及び形像類の高さは、前面道路地盤面より 3 メートル以内とすること。
- (4) 碑石、囲障又は縁石の土留工事の施行に当たっては、地固めし、墓碑又は囲障等が傾倒、沈下しないよう前面道路地盤面より 0.3 メートル以上ハツリ石又は栗石等を入れ、捨てコンクリートを打つ等の処置をすること。
- (5) 上屋類、板塀及び竹垣を設け、又は樹木を植えないこと。ただし、高さ 1 メートル以内のかん木に限り植えることができる。この場合、樹木は常に整理、整形して、通路その他墓地の施設又は隣接墓地に支障を及ぼさないこと。
- (6) 公共事業により、移転、改葬する墓地については、市長の承認を得た場合に限り、この基準によらないことができる。

2 奈良市都祁墓地

- (1) 墓地の造営は、市が指定した場所及び区画内で行うこと。
- (2) 碑石、形像類その他永久的な工作物を設置しないこと。
- (3) 上屋類、板塀及び竹垣を設け、又は樹木を植えないこと。
- (4) 公共事業により、移転、改葬する墓地については、市長の承認を得た場合に限り、この基準によらないことができる。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 53 号

奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則  
奈良市保健所長事務委任規則（平成 14 年奈良市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号に次のように加える。

ナ 奈良県事務処理の特例に関する条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 34 号。以下「特例条例」という。）  
別表第 2 の 7 の項に規定する事務に関すること。

第 2 条第 1 項第 6 号に次のように加える。

ク 特例条例別表第 2 の 28 の項に規定する事務に関すること。

第 2 条第 1 項第 7 号イ中「第 8 条第 3 項ただし書」を「第 7 条第 3 項ただし書」に改め、同号キ中「第 72 条第 2 項」を「第 72 条第 4 項」に改め、同号ス中「第 40 条」を「第 159 条」に改め、同号中スをソとし、同号シ中「第 4 条第 1 項」を「第 46 条第 1 項」に改め、同号中シをスとし、スの次に次のように加える。

セ 令第 46 条第 3 項及び第 47 条の規定による許可証の返納の受理に関すること。

第 2 条第 1 項第 7 号サ中「第 3 条第 1 項」を「第 45 条第 1 項」に改め、同号中サをシとし、コをサとし、ケをコとし、クの次に次のように加える。

ケ 法第 72 条の 3 の規定による業務の運営の改善及び条件違反の是正のための措置命令に関すること。

第 2 条第 1 項中第 28 号を第 40 号とし、第 27 号を第 39 号とし、同項第 26 号ア中「及び第 2 項」の次に「（同条第 5 項において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「調査」の次に「並びに同条第 6 項の規定による協力要請」を加え、同号中フをへとし、ネからヒまでをノからフまでとし、同号ヌ中「第 36 条第 3 項」の次に「（法第 50 条第 4 項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中ヌをネとし、同号ニ中「第 2 項」の次に「（法第 50 条第 3 項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中ニをヌとし、テからナまでをトからニまでとし、同号ツ中「供給」の次に「の指示」を加え、同号中ツをテとし、ソからチまでをタからツまでとし、同号セ中「第 29 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「措置命令」を「措置の命令及び実施」に改め、同号中セをソとし、同号ス中「第 28 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「駆除命令」を「駆除の命令及び実施」に改め、同号中スをセとし、同号シ中「第 27 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加え、「消毒命令」を「消毒の命令及び実施」に改め、同号中シをスとし、スの前に次のように加える。

シ 法第 22 条第 1 項の規定による入院患者の退院の措置の実施、同条第 2 項の規定による通知の受理、同条第 3 項の規定による退院の求めの受理及び同条第 4 項の規定による病原体の保有についての確認に関すること（これらの規定を法第 26 条において準用する場合を含む。）。

第 2 条第 1 項第 26 号サを削り、同号コ中「第 21 条」の次に「（法第 26 条において準用する場合を含む。）」を加え、



同号中コをサとし、同号ケ中「第 20 条第 5 項」の次に「〔法第 26 条において準用する場合を含む。〕」を加え、同号中ケをコとし、同号ク中「関すること」の次に「〔これらの規定を法第 26 条において準用する場合を含む。〕」を加え、同号中クをケとし、同号キ中「関すること」の次に「〔これらの規定を法第 26 条において準用する場合を含む。〕」を加え、同号中キをクとし、力をキとし、同号オ中「第 4 項」の次に「〔法第 23 条、第 45 条第 3 項及び第 49 条において準用する場合を含む。〕」を加え、同号中オを力とし、エをオとし、ウをエとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 法第 15 条の 2 第 1 項の規定による質問及び調査に関すること。

第 2 条第 1 項第 26 号に次のように加え、同号を同項第 38 号とする。

ホ 法第 50 条第 1 項の規定による消毒等の措置の実施に関すること。

第 2 条第 1 項第 25 号ウ中「ツベルクリン反応検査及び」を削り、同号を同項第 37 号とし、同項中第 24 号を第 35 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（36 ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例（昭和 53 年 3 月奈良県条例第 28 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 36 の項に規定する事務に関すること。

第 2 条第 1 項中第 23 号を第 34 号とし、同項第 22 号中タをチとし、スからソまでをセからタまでとし、シの次に次のように加え、同号を同項第 33 号とする。

ス 奈良県食品衛生法施行条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 38 号）第 4 条ただし書の規定による施設基準の適用除外の認定に関すること。

第 2 条第 1 項第 21 号に次のように加え、同号を同項第 32 号とする。

サ 特例条例別表第 2 の 2 の項に規定する事務に関すること。

第 2 条第 1 項中第 20 号を第 31 号とし、第 19 号に次のように加え、同号を同項第 30 号とする。

キ 特例条例別表第 2 の 22 の項に規定する事務に関すること。

第 2 条第 1 項第 18 号に次のように加え、同号を同項第 29 号とする。

サ 特例条例別表第 2 の 26 の項に規定する事務に関すること。

第 2 条第 1 項第 17 号中コをサとし、ケをコとし、クの次に次のように加え、同号を同項第 28 号とする。

ケ 奈良県理容師法施行条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 39 号）第 4 条第 8 号ただし書の規定による講ずべき措置の適用除外の認定に関すること。

第 2 条第 1 項第 16 号中コをサとし、ケをコとし、クの次に次のように加え、同号を同項第 27 号とする。

ケ 奈良県美容師法施行条例（平成 12 年 3 月奈良県条例第 40 号）第 4 条第 8 号ただし書の規定による講ずべき措置の適用除外の認定に関すること。

第 2 条第 1 項第 15 号を削り、同項第 14 号アを次のよう

に改める。

ア 法第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定による周辺的生活環境を損なう事態を生じさせた者に対する勧告及び措置命令に関すること。

第 2 条第 1 項第 14 号中イからカまでを削り、キをイとし、クからコまでをウからオまでとし、同号を同項第 25 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（26 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例（平成 16 年 12 月奈良県条例第 18 号。以下この号において「県条例」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

ア 県条例第 8 条第 1 項の規定による動物取扱業の登録に関すること。

イ 県条例第 9 条（県条例第 11 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業登録簿への登録及び動物取扱業登録証の交付に関すること。

ウ 県条例第 10 条（県条例第 11 条第 3 項及び第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業の登録の拒否及び登録の拒否に係る通知に関すること。

エ 県条例第 11 条の規定による動物取扱業の変更の登録、変更届の受理及び変更に係る動物取扱業登録証の交付に関すること。

オ 県条例第 12 条の規定による動物取扱業の廃業等の届出の受理に関すること。

カ 県条例第 13 条第 2 項の規定による動物取扱業登録証の再交付に関すること。

キ 県条例第 14 条（県条例第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業登録証の返納の受理に関すること。

ク 県条例第 15 条の規定による動物取扱業の登録の抹消に関すること。

ケ 県条例第 17 条第 1 項の規定による動物取扱業の登録の取消しに関すること。

コ 県条例第 19 条の規定による動物取扱業登録業者の遵守事項違反に係る勧告及び措置命令に関すること。

サ 県条例第 20 条第 1 項の規定による動物取扱業者に対する報告の徴収又は立入調査等に関すること。

シ 県条例第 21 条の規定による飼養許可及び特定動物を飼養しようとする者からの届出の受理に関すること。

ス 県条例第 22 条（県条例第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による飼養許可の標識の交付に関すること。

セ 県条例第 24 条（県条例第 25 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による飼養許可の条件の付加に関すること。

ソ 県条例第 25 条の規定による許可飼養者に対する変更許可、特定動物飼養の届出事項の変更届の受理及び許可飼養者からの変更届の受理に関すること。



タ 県条例第 26 条の規定による許可飼養者及び特定動物飼養の届出をした者からの廃止の届出の受理に関する事

チ 県条例第 27 条第 2 項の規定による飼養許可の標識の再交付に関する事

ツ 県条例第 28 条の規定による飼養許可の標識の返納の受理に関する事

テ 県条例第 30 条の規定による飼養許可の取消しに関する事

ト 県条例第 33 条第 1 項の規定による野犬等の収容に関する事

ナ 県条例第 34 条の規定による野犬等を収容した旨の通知及び公示並びに収容した野犬等の処分に関する事

ニ 県条例第 35 条の規定による収容した野犬等の治療に関する事

ヌ 県条例第 36 条本文の規定による収容した野犬等の譲渡に関する事

ネ 県条例第 37 条第 1 項の規定による野犬等の処分に関する事

ノ 県条例第 39 条の規定による事故発生時の特定動物及び犬の飼い主からの届出の受理に関する事

ハ 県条例第 40 条の規定による許可飼養者、特定動物の飼い主及び犬の飼い主に対する措置命令に関する事

ヒ 県条例第 41 条第 1 項の規定による動物の飼い主その他関係者に対する報告の徴収及び立入調査等に関する事

フ 県条例附則第 4 項の規定によるみなし登録業者からの届出の受理に関する事

第 2 条第 1 項中第 13 号を第 24 号とし、第 12 号を第 23 号とし、同項第 11 号中キをコとし、カの次に次のように加え、同号を同項第 22 号とする。

キ 公衆浴場法施行条例（昭和 24 年 1 月奈良県条例第 2 号。以下この号において「県条例」という。）第 1 条の 2 ただし書の規定による設置場所の適用除外の認定に関する事

ク 県条例第 3 条第 16 号の規定による浴槽水等の水質が基準に適合していない旨の届出の受理に関する事

ケ 県条例第 5 条の規定による構造設備の基準のしんしゃくに関する事

第 2 条第 1 項第 10 号中クをケとし、キの次に次のように加え、同号を同項第 21 号とする。

ク 旅館業法施行条例（昭和 24 年 1 月奈良県条例第 3 号）第 3 条第 7 号ア<sup>(13)</sup>及び同号イ<sup>(3)</sup>の規定による浴槽水等の水質が基準に適合していない旨の届出の受理に関する事

第 2 条第 1 項第 9 号中オをカとし、エの次に次のように加え、同号を同項第 20 号とする。

オ 興行場法施行条例（昭和 59 年 9 月奈良県条例第

5 号）第 7 条の規定による設置場所、構造設備及び衛生措置の基準の緩和等に関する事

第 2 条第 1 項第 8 号の次に次の 11 号を加える。

(9) 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 3 の項に規定する事務に関する事

(10) 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 4 の項に規定する事務に関する事

(11) 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 5 の項に規定する事務に関する事

(12) 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 6 の項に規定する事務に関する事

(13) 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 10 の項に規定する事務に関する事

(14) 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 15 の項に規定する事務に関する事

(15) 栄養士法施行令（昭和 28 年政令第 231 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 25 の項に規定する事務に関する事

(16) 診療放射線技師法施行令（昭和 28 年政令第 385 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 27 の項に規定する事務に関する事

(17) 理学療法士及び作業療法士法施行令（昭和 40 年政令第 327 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 29 の項に規定する事務に関する事

(18) 視能訓練士法施行令（昭和 46 年政令第 246 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 30 の項に規定する事務に関する事

(19) 救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 31 の項に規定する事務に関する事

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）に基づく事務のうち特例条例別表第 2 の 24 の項に規定する事務に関する事

#### 附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 54 号

奈良市薬事法施行細則の一部を改正する規則

奈良市薬事法施行細則（平成 14 年奈良市規則第 24 号）

の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 8 条第 3 項ただし書」を「第 7 条第 3 項ただし書」に改める。

第 3 条中「第 32 条第 1 項」を「第 150 条第 1 項」に改め、同条第 1 号中「第 6 条第 2 号」を「第 5 条第 3 号」に改める。

別記様式中「第 8 条第 3 項ただし書」を「第 7 条第 3 項ただし書」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 55 号

奈良市旅館業法施行細則の一部を改正する規則

奈良市旅館業法施行細則（平成 14 年奈良市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分を次のように改める。

省令第 4 条の 2 第 2 号に規定する市長が必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

第 8 条第 1 項に次の 2 号を加える。

(5) 前宿泊地

(6) 行先地

#### 附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条第 1 項に 2 号を加える改正規定は、同年 7 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 56 号

奈良市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

奈良市母子保健法施行細則（平成 14 年奈良市規則第 59 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に法の規定に基づいて奈良県知事又はその管理に属する機関に対して行われている申請その他の行為で、当該編入の日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の相当規定により行われた申請その他の行為とみなす。

#### 附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 31 日揭示済)

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

#### 奈良市規則第 57 号

奈良市小児慢性特定疾患治療研究事業実施規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小児慢性特定疾患治療研究事業（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 号）第 23 条の 2 第 2 項に規定する事業をいう。以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象患者)

第 2 条 事業により医療の給付（これに代えて行う当該医療に要する費用の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる者は、市内に住所を有し、次のいずれにも該当する者とする。

(1) 児童福祉法第 21 条の 9 の 2 の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成 17 年厚生労働省告示第 23 号。以下「基準告示」という。）により厚生労働大臣が定める慢性疾患にかかっている 18 歳未満の児童（18 歳到達時点において事業の対象となっており、かつ、18 歳到達後も引き続き治療が必要であると認められる場合には、20 歳到達までの者を含む。以下「児童」という。）であって、当該疾患の状態が当該疾患ごとに厚生労働大臣が基準告示により定める程度であること。

(2) 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）（以下これらを「医療保険各法」という。）の規定による被保険者又は被扶養者のうち市長が適当と認めたものであること。

(対象期間)

第 3 条 事業により医療の給付を受けることができる期間は、1 年以内とする。ただし、市長が必要と認めたときは、その期間を延長することがある。

(対象医療の範囲)

第 4 条 事業により給付する医療は、通院、入院を問わず、基準告示に定める慢性疾患及び当該疾患に付随して発現する傷病に対する医療とする。

(医療機関)

第 5 条 事業により医療の給付を行う医療機関（健康保険法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）を含む。以下この条において同じ。）は、次のいずれにも該当する医療機関のうちから市長が事業の実施を委託した医療機関とする。

(1) 事業の実施について、十分な理解と熱意をもって対処する医療機関であること。

(2) 専門医師の設置、設備の状況等からみて、事業の実施につき十分な能力を有する医療機関であること。

(医療給付の申請)

第6条 事業により医療の給付を受けようとする児童の保護者は、小児慢性特定疾患医療受診券交付申請書兼同意書(別記第1号様式)を市長に提出しなければならない。

第8条第1項に規定する小児慢性特定疾患医療受診券の有効期間満了後も引き続き医療の給付を受けようとするときも、また、同様とする。

2 前項の申請書兼同意書には、次に掲げる書類を添えなければならない。ただし、第1号の書類については、医師がその作成に日時を要するときは、事後において提出することができる。

(1) 小児慢性特定疾患についての医療意見書

(2) 申請に係る児童の属する世帯の住民票等の写し

(3) 申請に係る児童の生計を主として維持する者の所得等に関する状況を確認することができる書類の写し

(重症患者の申請)

第7条 重症患者(小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱(平成17年2月21日雇発第0221001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)別表2に定める基準に該当する者をいう。以下同じ。)の認定を受けようとする者は、小児慢性特定疾患重症患者認定申請書(別記第2号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請をする者に対し、障害厚生年金等(厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく障害厚生年金、国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法及び旧農林漁業団体職員共済組合法に基づく障害共済年金をいう。)の証書の写し、当該申請に係る児童の身体障害者手帳の写し等、重症患者の認定審査に必要と認める資料の提出を求めることがある。

(対象患者の認定等)

第8条 市長は、第6条第1項の申請書兼同意書を受理したときは、速やかにこれを審査し、医療の給付を行うことを決定したときは、小児慢性特定疾患医療受診券(別記第3号様式。以下「受診券」という。)を申請者に交付するものとする。

2 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、重症患者に認定したときは、受診券にその旨を記載するものとする。

(変更等の申請)

第9条 受診券の交付を受けた児童(以下「受診者」という。)の保護者は、当該受診券の有効期間内において、医療の給付を受ける医療機関を変更し、又は新たに他の医療機関で医療の給付を受けようとするときは、変更後又は新規の医療機関における治療開始日から30日以内に小児慢性特定疾患医療機関変更・追加申請書(別記第

4号様式)に、受診券の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 受診者の保護者は、指定訪問看護事業者の訪問看護を受けようとするときは、訪問看護の指示の開始日から30日以内に小児慢性特定疾患訪問看護利用申請書(別記第5号様式)に、受診券の写しを添えて市長に申請しなければならない。

(受診券の有効期間等)

第10条 受診券の有効期間の始期は第6条第1項の申請書兼同意書の受理日とし、終期は当該年度の3月31日(受理日が1月から3月までのときは、翌年の3月31日)までとする。

2 重症患者の認定の効力は、受診券の有効期間内に限るものとする。

3 受診者が重症患者に認定された場合、当該認定の効力は、小児慢性特定疾患重症患者認定申請書の受理日の属する月の翌月の1日から発生するものとする。

(届出)

第11条 受診者の保護者は、氏名、住所又は医療保険に変更があったときは、速やかに小児慢性特定疾患承認内容変更届出書(別記第6号様式)により市長に届け出なければならない。この場合において、受診者の氏名又は住所の変更のときは、受診券を添えるものとする。

2 受診者の保護者は、受診券を紛失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに小児慢性特定疾患医療受診券再交付申請書(別記第7号様式)を市長に提出して、受診券の再交付を受けるものとする。

(受診券の返還)

第12条 受診者の保護者は、受診者が次のいずれかに該当したときは、遅滞なく受診券を市長に返還しなければならない。

(1) 治癒、死亡等により第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 市外に転出したとき。

(費用の徴収)

第13条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条第5項の規定に基づき、受診者又はその扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者をいう。以下同じ。)に支払を命じる費用(以下「一部負担額」という。)の限度額は、別表の世帯の階層区分に応じて定まる額とする。この場合において、同一の月における同一の医療機関(同一の医療機関における歯科診療及び歯科診療以外の診療は、それぞれの診療ごとに別の医療機関とみなす。以下同じ。)における診療であっても、入院と外来による診療が別の期間に行われた場合は、入院、外来別に入院の一部負担額及び外来の一部負担額が生じるものとする。

2 市長は、同一の月における入院の一部負担額若しくは外来の一部負担額の合計額又は入院の一部負担額及び外来の一部負担額の合計額が、別表に定める入院若しくは外来の一部負担額の限度額又は入院の一部負担額の限度

額を超える場合は、次条に定めるところにより当該超える額を支給するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、医療保険各法の規定による薬局での保険調剤及び指定訪問看護については、一部負担額は生じないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、重症患者の認定を受けた者及び血友病患者が医療の給付を受けるときは、受診者又はその扶養義務者は、一部負担額の支払いを要しない。

5 市長は、災害等により、前年度と当該年度の受診者又はその扶養義務者の所得に著しい変動があったときは、その状況等を勘案して別表の世帯の階層区分を変更することがある。

6 受診者又はその扶養義務者は、受診券の有効期間内に別表の世帯の階層区分に変更があるときは、第6条第2項第3号に規定する書類を添えて、その旨を市長に届け出ることができる。この場合において、当該変更の効力は、届出があった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から発生するものとする。

（費用の請求）

第14条 受診者の保護者は、受診券の有効期間内に受診者が医療の給付を受け、一部負担額を超える金額を医療機関に支払ったときは、小児慢性特定疾患医療費等支給申請書（別記第8号様式）により市長に請求して、当該超える金額の支給を受けることができる。

（通知）

第15条 市長は、一部負担額を決定し、又はこれを変更したときは、受診者又はその扶養義務者に通知するものとする。

（補則）

第16条 この規則に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

別表（第 13 条関係）

自己負担限度額表

| 世 帯 の 階 層 区 分 |                                             | 自己負担限度月額 |        |
|---------------|---------------------------------------------|----------|--------|
|               |                                             | 入 院      | 外 来    |
| O             | 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）   | 円<br>0   | 円<br>0 |
| A             | 生計中心者の当該年度の市町村民税が非課税の世帯                     | 0        | 0      |
| B             | 生計中心者の前年の所得税が非課税の世帯                         | 2,200    | 1,100  |
| C             | 生計中心者の前年の所得税課税年額が 10,000 円以下の世帯             | 3,400    | 1,700  |
| D             | 生計中心者の前年の所得税課税年額が 10,001 円以上 30,000 円以下の世帯  | 4,200    | 2,100  |
| E             | 生計中心者の前年の所得税課税年額が 30,001 円以上 80,000 円以下の世帯  | 5,500    | 2,750  |
| F             | 生計中心者の前年の所得税課税年額が 80,001 円以上 140,000 円以下の世帯 | 9,300    | 4,650  |
| G             | 生計中心者の前年の所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯            | 11,500   | 5,750  |

備考

- この表における「市町村民税が非課税の世帯」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 323 条の規定により市町村民税の免除を受けている世帯を含むものとする。
- この表における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成 11 年法律第 8 号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
  - 所得税法第 92 条第 1 項及び第 95 条第 1 項から第 3 項まで
  - 租税特別措置法第 4 条第 1 項から第 3 項まで
  - 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 9 号）附則第 18 条
- 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 同一生計内に 2 人以上の受診者がいる場合は、その月の一部負担額の最も多額な受診者以外の受診者については、この表に定める額の 10 分の 1 に相当する額をもって自己負担限度額とする。
- 当該年度の市町村民税又は前年分の所得税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前年度の市町村民税又は前々年度の所得税によるものとする。

別記

第 1 号様式 (第 6 条、第 8 条、第 10 条関係)

|                                                                    |                                   |                                                    |                   |    |              |                        |             |  |     |
|--------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------|-------------------|----|--------------|------------------------|-------------|--|-----|
|                                                                    |                                   | 【                                                  |                   | 用】 |              | 保健<br>所<br>受<br>理<br>印 |             |  |     |
| 小児慢性特定疾患医療受診券交付申請書兼同意書                                             |                                   |                                                    |                   |    |              |                        |             |  |     |
| 受<br>診<br>者                                                        | 氏 名                               |                                                    |                   |    | 生年<br>月 日    | 年 月 日 (満 歳)            |             |  | 男・女 |
|                                                                    | 住 所                               | 〒 — (電話番号 — —)                                     |                   |    |              |                        |             |  |     |
|                                                                    | 加<br>入<br>医<br>療<br>保<br>険        | 被保険者氏名                                             |                   |    |              | 受診者との<br>続 柄           | 父・母・その他 ( ) |  |     |
|                                                                    |                                   | 保 険 種 別                                            | 政・組・船・共・国・その他 ( ) |    |              | 被保険<br>者 証             | 記 号         |  |     |
|                                                                    |                                   | 被 保 険 者 証<br>発 行 機 関 名                             |                   |    |              | 番 号                    |             |  |     |
|                                                                    | 所 在 地                             |                                                    |                   |    |              |                        |             |  |     |
| 申<br>請<br>者                                                        | 氏 名                               |                                                    |                   |    | 受診者との<br>続 柄 | 父・母・その他 ( )            |             |  |     |
|                                                                    | 住 所                               | 〒 — (電話番号 — —)                                     |                   |    |              |                        |             |  |     |
| 生<br>計<br>中<br>心<br>者                                              | 氏 名                               |                                                    |                   |    | 受診者との<br>続 柄 | 父・母・その他 ( )            |             |  |     |
|                                                                    | 住 所                               | 〒 — (電話番号 — —)                                     |                   |    |              |                        |             |  |     |
|                                                                    | 今回申請する受診者以外に既に同一生計内で受診券の交付を受けている者 |                                                    |                   |    | 有 (氏名 )<br>無 |                        |             |  |     |
| 疾 患 名                                                              |                                   |                                                    |                   |    |              |                        |             |  |     |
| 医<br>療<br>機<br>関                                                   | 名 称                               |                                                    |                   |    |              |                        |             |  |     |
|                                                                    | 所在地                               |                                                    |                   |    |              |                        |             |  |     |
| 手 帳 の<br>交 付 希 望                                                   |                                   | 小児慢性特定疾患児手帳 (すこやか手帳) の交付を<br>1 希望する 2 希望しない 3 交付済み |                   |    |              |                        |             |  |     |
| 上記のとおり、小児慢性特定疾患医療受診券の交付を申請します。<br>年 月 日<br>(あて先) 奈良市長<br>申請者氏名 (印) |                                   |                                                    |                   |    |              |                        |             |  |     |

## 医療意見書の研究利用についての同意書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所  
患 者 氏 名  
申請者氏名 (印)

私は、小児慢性特定疾患治療研究事業の申請に当たり、提出した医療意見書が小児慢性特定疾患治療研究の基礎資料として使用されることに同意します。

## &lt;同意のお願い&gt;

小児慢性特定疾患治療研究事業は、小児慢性疾患のうち特定の疾患の治療研究を推進するため、患者さんの治療に係る医療費の自己負担分を公費で補助する制度です。

申請書に添付された医療意見書は、この事業の対象となるかどうかの判定に用いられると同時に、当該疾患の研究のための基礎資料として使用されますので、このことに同意された上で、小児慢性特定疾患治療研究事業の申請を行ってください。また、医療意見書の使用に当たっては、プライバシーの保護に十分配慮し、研究以外の目的には一切使用されることはありません。

第2号様式（第7条、第8条、第10条関係）

小児慢性特定疾患 重症患者認定申請書

|         |  |               |  |  |  |  |  |     |
|---------|--|---------------|--|--|--|--|--|-----|
| 患 者 氏 名 |  | 生 年 月 日       |  |  |  |  |  | 男・女 |
| 疾 患 名   |  | 受 給 者 番 号 ※ 1 |  |  |  |  |  |     |

重症患者認定基準（裏面）の障がいの長期継続状態について、該当する項目の記号を下記にご記入ください。

| 基準①に該当する項目 | 基準②に該当する項目 |
|------------|------------|
|            |            |

上記以外の障がいや病態について追加すべきことがあればご記入ください。

添付する証明書類に○をつけてください。

- |                 |             |
|-----------------|-------------|
| 1 小児慢性特定疾患医療意見書 | 2 障害年金証書の写し |
| 3 身体障害者手帳の写し    | 4 その他（ ）    |

上記のとおり、重症患者の認定を申請します。

年 月 日

（あて先）奈良市長

申請者 住所

氏名 印

※ 1：新規申請と同時申請の場合は、受給者番号は不要です。



## 第 3 号様式 (第 8 条－第 14 条関係)

|                                  |       |       |  |  |       |  |  |
|----------------------------------|-------|-------|--|--|-------|--|--|
| 小児慢性特定疾患医療受診券                    |       |       |  |  |       |  |  |
| 公 費 負 担<br>番 号                   |       |       |  |  |       |  |  |
| 受給者番号                            |       |       |  |  | 疾患群番号 |  |  |
| 受<br>診<br>者                      | 居 住 地 |       |  |  |       |  |  |
|                                  | 氏 名   |       |  |  |       |  |  |
|                                  | 生年月日  | 年 月 日 |  |  | 性別    |  |  |
| 受 診<br>医 療 機 関<br>及 び<br>有 効 期 間 |       |       |  |  |       |  |  |
|                                  |       |       |  |  |       |  |  |
|                                  |       |       |  |  |       |  |  |
| 月額自己負担<br>限 度 額                  | 外来    |       |  |  | 階 層   |  |  |
|                                  | 入院    |       |  |  |       |  |  |
| 年 月 日 交付<br>奈良市長                 |       |       |  |  | 印     |  |  |

小兒慢性特定疾患 医療機関変更・追加申請書

年 月 日

下記のとおり小児慢性特定疾患受診医療機関を変更・追加したいので申請します。

|                    |               |            |                |   |   |    |    |  |
|--------------------|---------------|------------|----------------|---|---|----|----|--|
| ふりがな               |               | 受給者番号      |                |   |   |    |    |  |
| 受診者氏名              |               | 医療受診券の有効期間 | 年              | 月 | 日 | から |    |  |
| 生年月日               | 年             | 月          | 日              | 年 | 月 | 日  | まで |  |
| 申請者<br>(保護者)<br>氏名 |               | 受診者との関係    | 父・母・その他<br>( ) |   |   |    |    |  |
| 申請者住所<br>電話番号      | 〒 (電話番号 - - ) |            |                |   |   |    |    |  |

(以下は、新しく受診する医療機関で記入)

| 医 療 意 見 書 |                                                                                                                                                               |                      |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|--|--|----------------------------|--|--|--|--|--|--|
| 疾 患 区 分   | 01 悪性新生物   02 慢性腎疾患   03 慢性呼吸器疾患   04 慢性心疾患   05 内分泌疾患   06 膠原病   07 糖尿病   08 先天性代謝異常   09 血友病等血液・免疫疾患   10 神経・筋疾患   11 慢性消化器疾患<br>(※いずれか該当する疾患区分に○をつけてください。) |                      |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |
|           | 疾 患 名                                                                                                                                                         |                      |  |  |                            |  |  |  |  |  |  |
| 治 療 期 間   | 入 院                                                                                                                                                           | 年      月      日    ～ |  |  | 年      月      日            |  |  |  |  |  |  |
|           | 通 院                                                                                                                                                           | 年      月      日    ～ |  |  | 年      月      日 (月      回) |  |  |  |  |  |  |

主要な症状及び臨床所見（検査値等）

### これまでの経過及び今後の治療方針

|                                                                                                                                                                                             |  |  |  |  |      |  |  |  |  |                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|------|--|--|--|--|----------------------------|
| 上記のとおり診断します。                                                                                                                                                                                |  |  |  |  |      |  |  |  |  | 保<br>健<br>所<br>受<br>理<br>印 |
| <div> <div>医療機関所在地</div> <div>〒</div> <div> <div>年</div> <div>月</div> <div>日</div> </div> </div> <div> <div>医療機関名称</div> <div>(診療科)</div> </div> <div> <div>担当医師名</div> <div>印</div> </div> |  |  |  |  |      |  |  |  |  |                            |
| 医療機関コード                                                                                                                                                                                     |  |  |  |  | 電話番号 |  |  |  |  |                            |

## 第 5 号様式 (第 9 条関係)

## 小児慢性特定疾患 訪問看護利用申請書 (新規・継続)

年 月 日

(あて先) 奈良市長

下記のとおり訪問看護を利用したいので申請します。

|                       |   |                  |                |   |   |    |    |  |  |
|-----------------------|---|------------------|----------------|---|---|----|----|--|--|
| ふりがな                  |   | 受給者番号            |                |   |   |    |    |  |  |
| 受診者氏名                 |   | 医療受診券<br>の有効期間   | 年              | 月 | 日 | から |    |  |  |
| 生 年 月 日               | 年 | 月                | 日              | 年 | 月 | 日  | まで |  |  |
| 申 請 者<br>(保護者)<br>氏 名 |   | 受 診 者<br>と の 関 係 | 父・母・その他<br>( ) |   |   |    |    |  |  |
| 申請者住所<br>電 話 番 号      | 〒 | —                | (電話番号 — — )    |   |   |    |    |  |  |

(以下は、利用する訪問看護指定事業者で記入)

| 訪 問 看 護 利 用 証 明 書                                                                                                                                                                                                                                 |                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 指 示<br>医療機関                                                                                                                                                                                                                                       | 所 在 地<br>医療機関名<br>主 治 医 名     |
| 訪問看護<br>指示期間                                                                                                                                                                                                                                      | 年 月 日 から<br>年 月 日 まで ( 回/月・週) |
| <p>上記医療機関(主治医)の指示に基づき、小児慢性特定疾患治療研究事業における訪問看護を実施します。</p> <p>年 月 日</p> <p>所在地 〒</p> <p>訪 問 看 護<br/>ステーション名</p> <p>訪 問 看 護<br/>ステーション<br/>管 理 者 名</p> <p>電 話 番 号 — —</p> <p>医 療 機 関 ( 施 設 ) コ ー ド</p>                                                |                               |
| <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl;">保健所受理印</div> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin-left: 10px;"></div> </div> |                               |

第 6 号様式 (第 1 条関係)

小児慢性特定疾患承認内容変更届出書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者 住 所  
氏 名

印

受診者との関係 ( )  
電話番号 — —

下記のとおり変更となるので、届出します。

|           |           |           |       |  |  |  |  |  |  |
|-----------|-----------|-----------|-------|--|--|--|--|--|--|
| ふりがな      |           | 受 給 者 番 号 |       |  |  |  |  |  |  |
| 受 診 者 氏 名 |           |           |       |  |  |  |  |  |  |
| 生年月日・性別   | 年 月 日 ( ) | 受診券交付日    | 年 月 日 |  |  |  |  |  |  |

|               |         | 変 更 前                   | 変 更 後             |
|---------------|---------|-------------------------|-------------------|
| 受 診 者 (患 者)   | ふりがな    |                         |                   |
|               | 氏 名     |                         |                   |
|               | 住 所     | 〒 —                     | 〒 —               |
|               | 電話番号    | — —                     | — —               |
| 申 請 者 (保 護 者) | 保 険 種 別 | 政・組・船・共・国・その他 ( )       | 政・組・船・共・国・その他 ( ) |
|               | 氏 名     |                         |                   |
|               | 住 所     | 〒 —                     | 〒 —               |
|               | 電話番号    | — —                     | — —               |
|               | 保 険 種 別 | 政・組・船・共・国・その他 ( )       | 政・組・船・共・国・その他 ( ) |
|               | 氏 名     |                         |                   |
|               | 住 所     | 〒 —                     | 〒 —               |
|               | 電話番号    | — —                     | — —               |
| 変 更 年 月 日     |         | 年 月 日 から変更 (※必ず記入すること。) |                   |

※ 本届出書に現在お持ちの受診券を添えて提出してください。

ただし、医療保険証の保険種別又は申請者のみの変更の場合は、受診券を添える必要はありません。

保健所受理印

## 第 7 号様式 (第 1 条関係)

## 小児慢性特定疾患医療受診券再交付申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

申請者 住 所  
氏 名

印

受診者との関係 ( )

電話番号 — —

下記の理由により、小児慢性特定疾患医療受診券の再交付を申請します。

|                                 |      |                                                          |                |  |  |  |  |  |  |  |  |
|---------------------------------|------|----------------------------------------------------------|----------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 受<br>診<br>者<br>(<br>患<br>者<br>) | ふりがな |                                                          | (注 1)<br>受給者番号 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                 | 氏 名  |                                                          |                |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                                 | 住 所  | 〒 —                                                      |                |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 申 請 理 由<br>(該当番号に○<br>印を付ける。)   |      | 1 紛失      2 破損      3 汚損      4 盗難<br>(注 2)<br>5 その他 { } |                |  |  |  |  |  |  |  |  |

(注 1) 受給者番号は、わかる場合のみ記入してください。

(注 2) 申請理由が「その他」の場合は、具体的な申請理由を記入してください。

保健所受理印

第 8 号様式 (第 14 条関係)

小児慢性特定疾患医療費等支給申請書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

金 円

申請者 住 所  
氏 名  
児童との続柄 ( )  
電 話 - -

ただし、 年 月分の小児慢性特定疾患医療費等の支給について上記のとおり申請します。

|                  |                                                                                                        |  |  |  |       |            |                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|-------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 受診者氏名            |                                                                                                        |  |  |  | 受給者番号 |            |                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 振 込 先<br>金 融 機 関 | 金 融 機 関<br>コ ー ド                                                                                       |  |  |  |       | 銀行・農協・信用金庫 |                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                  | 店 番                                                                                                    |  |  |  |       | 支店         | <input type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 総合・ <input type="checkbox"/> 当座 |  |  |  |  |  |  |  |  |
|                  | ふりがな<br>名 義 人                                                                                          |  |  |  |       | 口座番号       |                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 委任欄              | <p>*申請者と名義人が異なる場合は、必ずこの欄にご記入ください。<br/>私は、小児慢性特定疾患医療費等の受領の権限を、代理人 (続柄 )<br/>に委任します。<br/>年 月 日 申請者氏名</p> |  |  |  |       |            |                                                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |

| 医療機関等証明欄 【 年 月分】 (※ 1 箇月毎に記入) |              |                   |                |              |                             |  |       |  |
|-------------------------------|--------------|-------------------|----------------|--------------|-----------------------------|--|-------|--|
| 公費負担者番号                       |              |                   |                |              | 承認開始年月日                     |  | 年 月 日 |  |
| 患 者 氏 名                       |              |                   |                |              | 生 年 月 日                     |  | 年 月 日 |  |
| 自己負担階層                        |              | 自己負担限度額           |                |              | 入院： 円                       |  | 外来： 円 |  |
| 加入保険の種別                       |              | 政・組・船・共・国・その他 ( ) |                |              | 本人・家族                       |  |       |  |
| 区 分                           | 診療日数         | ①<br>保険診療内総医療費    | ②<br>①のうち保険負担額 | ③<br>薬剤一部負担金 | ④<br>徴 収 済 額<br>(① - ② + ③) |  |       |  |
| 入<br>院                        | 承認前医療費       | 日 円               | 円              | 円            | 円                           |  |       |  |
|                               | 承認後医療費       | 日 円               | 円              | 円            | 円                           |  |       |  |
|                               | 承認後<br>食事療養費 | 日                 |                |              | 円                           |  |       |  |
| 通<br>院                        | 医 療 費        | 日 円               | 円              | 円            | 円                           |  |       |  |
|                               | 院外処方薬剤費      | 日 円               | 円              | 円            | 円                           |  |       |  |
|                               | 訪 問 看 護      | 日 円               | 円              | 円            | 円                           |  |       |  |
| 合 計                           |              |                   | 円              | 円            | 円                           |  |       |  |

上記のとおり小児慢性特定疾患に係る治療を行ったことを証明します。

年 月 日

医療機関(薬局)名

所 在 地

代表者氏名

医療機関コード

|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|
|  |  |  |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|--|--|

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市下水道条例施行規則及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 58号

奈良市下水道条例施行規則及び奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「昭和 33年奈良市条例第 14号」の次に「又は奈良市簡易水道条例（平成 17年奈良市条例第 31号）」を加える。

- (1) 奈良市下水道条例施行規則（昭和 51年奈良市規則第 10号）第 18条第 1 項
- (2) 奈良市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成 13年奈良市規則第 8 号）第 9 条第 1 項

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 59号

奈良市消防団員服制規則の一部を改正する規則

奈良市消防団員服制規則（昭和 26年奈良市規則第 25号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

- 2 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日の前日に月ヶ瀬消防団及び都祁消防団の消防団員であつた者が当該編入の日以後引き続き本市の消防団員となつた場合において、その者に対し、当該編入の際現に山辺広域行政事務組合の消防団員として貸与されている被服に係る服制は、当分の間、この規則の規定により定められた服制とみなす。別表略帽の項を次のように改める。

| ア<br>ポ<br>ロ<br>キ<br>ャ<br>ッ<br>プ | 地 質 | 紺の合成繊維織物又はこれらの混紡繊維とする。                                                 |
|---------------------------------|-----|------------------------------------------------------------------------|
|                                 | 前 章 | 前面中央に金色及び銀色刺しゅう縫いの消防章を配し、これを囲むようにネームの英字刺しゅう縫いを入れる。形状は、図のとおりとする。        |
| ア<br>ポ<br>ロ<br>キ<br>ャ<br>ッ<br>プ | 製 式 | アポロ型とし、天ボタン及びはと目穴 4 個付き、後ろアジャスター付きとする。ひさしに月桂樹を金色糸で刺しゅうする。形状は、図のとおりとする。 |

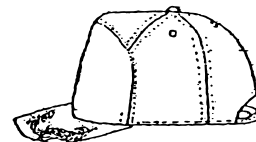
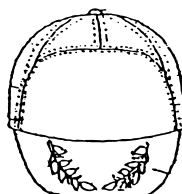
別表安全帽の項中「略帽」を「アポロキャップの前章」に改め、同表作業上衣の項及び作業ズボンの項中「略帽」を「アポロキャップ」に改め、同表作業ズボンの項の次に次のように加える。

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| バ<br>ン<br>ド | オレンジ色の合成繊維とし、止め金具は、銀色金属製で中央に消防団章を付ける。 |
|-------------|---------------------------------------|

別表の図の略帽の部分を次のように改める。

アポロキャップ

前 章



附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 60号

奈良市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市消防団の組織等に関する規則（平成 12年奈良市規則第 18号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

|             |                                                                                              |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 奈良市消防団月ヶ瀬分団 | 月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野                                                          |
| 奈良市消防団都祁分団  | 都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町 |

別表第 2 狹川分団の項の次に次のように加える。

|         |  |  |  |   |   |    |    |     |     |
|---------|--|--|--|---|---|----|----|-----|-----|
| 月ヶ瀬分団   |  |  |  | 1 | 2 | 5  | 5  | 56  | 69  |
| 都 祁 分 団 |  |  |  | 1 | 3 | 11 | 11 | 112 | 138 |

別表第 2 計の項中「19」を「21」に、「23」を「28」に、「50」を「66」に、「65」を「81」に、「582」を「750」に、「753」を「960」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 31 日 掲 示 済)

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 61 号

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則

(奈良市行政組織規則の一部改正)

第 1 条 奈良市行政組織規則(平成 14 年奈良市規則第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「企 画 課 企画第一係 企画第二係  
合併対策室」

を「企画政策課」に改め、「政策調整室」を削り、市

域振興課 庶務係 振興係 を「市民サービス課  
民生活課 市民生活係 広聴係」

広聴係 市民参画係 地域振興係」に、「リサイク  
ル推進課 計画指導係 収集再生係」を「施設移転推  
進室

推進課 計画指導係 収集再生係」に、「市街地整備  
課 庶務係 区画整理係 再開発係 施設整備係」を  
「市街地整備課 区画整理係 再開発係 施設整備係」  
に改める。

第 4 条人事係の部分中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とする。

第 9 条を次のように改める。

(企画政策課の事務)

第 9 条 企画政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 政策の調整に関すること。
- (3) 行財政改革に関すること。
- (4) 奈良市行財政改革推進本部に関すること。
- (5) 奈良国際文化観光都市建設審議会に関すること。
- (6) 国際特別都市建設連盟等関係団体に関すること。
- (7) 行政各部門における総合調整に関すること。
- (8) P F I の調査研究に関すること。
- (9) 都市問題調整会議に関すること。
- (10) 特命による重要施策の調査研究、企画及び推進に関すること。

(11) 世論調査に関すること。

(12) 関西文化学術研究都市に関すること。

(13) 国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)及び採石法(昭和 25 年法律第 291 号)に関すること。

(14) 北和都市連合協議会に関すること。

(15) 市の区域に関すること。

(16) 新市建設計画に関すること。

(17) 部及び課の庶務に関すること。

第 9 条の 2 を削り、第 9 条の 3 を第 9 条の 2 とする。

第 13 条文化振興係の部分に次の 1 号を加える。

(4) 遷都 1300 年記念事業に関すること。

第 14 条を削り、第 3 章第 3 節中第 14 条の 2 を第 14 条とする。

第 20 条証明係の部分中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とする。

第 21 条を次のように改める。

(市民サービス課の事務)

第 2 条 市民サービス課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

広 聴 係

(1) 市民の陳情、投書及び各種要望の処理に関する  
こと。

(2) 市民相談に関すること。

(3) 庁内案内に関すること。

(4) 課の庶務に関すること。

市民参画係

(1) 市民参画等による意見交換に関すること。

(2) 防犯及び安全なまちづくりに関すること。

(3) ボランティア及び N P O に関すること。

(4) 平和施策に関すること。

(5) 外国籍市民施策に関すること。

地域振興係

(1) 自治会等各種団体に関すること。

(2) 出張所、連絡所及び地区連絡員に関すること。

(3) 地縁による団体の認可に関すること。

(4) 自衛官募集に関すること。

第 22 条を次のように改める。

第 22 条 削除

第 24 条庶務係の部分の第 4 号中「保険料」の次に「(保険税を含む。以下この条において同じ。)」を加え、同条給付係の部分の第 2 号中「(出産育児一時金及び葬祭費を除く。)」を削る。

第 37 条第 1 項計画係の部分の第 6 号中「ごみ及びし尿の処理施設並びに」を「最終処分場及び」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(施設移転推進室の事務)

第 3 条の 2 施設移転推進室の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 環境清美工場移転更新の調査研究に関すること。

(2) 環境清美工場移転更新の実施計画の企画及び策定に関すること。



(3) 環境清美工場移転用地選定に関すること。

(4) 室の庶務に関すること。

第 55 条庶務係の部分进行削り、同条区画整理事業の部分の第 1 号中「土地区画整理事業」の次に「〔ＪＲ奈良駅周辺土地区画整理事業、近鉄西大寺駅南土地区画整理事業及びＪＲ奈良駅南特定土地区画整理事業を除く。以下この条において同じ。〕」を加え、同部分に次の 3 号を加える。

(9) 土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備事業（土地区画整理事業及び市街地再開発整備事業を除く。以下この条において同じ。）及びまちづくり総合支援事業（以下この条において「土地区画整理事業等」という。）の補助申請に関すること。

|   |                    |       |       |   |
|---|--------------------|-------|-------|---|
| 「 | 市美術館               |       |       |   |
|   | 奈良診療所              | 市民生活部 |       |   |
|   | 地域ふれあい会館           |       | 地域振興課 |   |
|   | ボランティアセンター         |       | 市民生活課 | を |
|   | 診療所<br>(奈良診療所を除く。) |       | 衛生課   | 」 |

|   |                           |       |         |    |
|---|---------------------------|-------|---------|----|
| 「 | 市美術館                      |       |         |    |
|   | 都祁交流センター                  |       |         |    |
|   | 奈良診療所                     | 市民生活部 |         |    |
|   | 都祁診療所                     |       |         |    |
|   | 地域ふれあい会館                  |       | 市民サービス課 | に、 |
|   | ボランティアセンター                |       |         |    |
|   | 診療所<br>(奈良診療所及び都祁診療所を除く。) |       | 衛生課     | 」  |

|   |       |       |       |   |
|---|-------|-------|-------|---|
| 「 | 慰霊塔公園 | 保健福祉部 | 福祉総務課 | を |
|---|-------|-------|-------|---|

|   |           |       |       |   |
|---|-----------|-------|-------|---|
| 「 | 慰霊塔公園     | 保健福祉部 | 福祉総務課 |   |
|   | 月ヶ瀬福祉センター |       |       | に |
|   | 都祁福祉センター  |       |       | 」 |

|   |       |  |  |   |
|---|-------|--|--|---|
| 「 | なら奈良館 |  |  | を |
|---|-------|--|--|---|

|   |               |  |  |    |
|---|---------------|--|--|----|
| 「 | なら奈良館         |  |  |    |
|   | 月ヶ瀬観光会館       |  |  |    |
|   | 針テラス情報館       |  |  | に、 |
|   | 都祁温泉フィットネスバード |  |  | 」  |

|   |       |  |  |   |
|---|-------|--|--|---|
| 「 | なら工芸館 |  |  | を |
|---|-------|--|--|---|

|   |         |  |     |  |
|---|---------|--|-----|--|
| 「 | なら工芸館   |  |     |  |
|   | 粉末茶加工施設 |  | 農林課 |  |

(10) 土地区画整理事業等の助成に関すること。

(11) 課の庶務に関すること。

第 57 条公園緑地第一係の部分の第 5 号中「都市緑地保全法」を「都市緑地法」に、「緑地保全地区」を「緑地保全地域及び特別緑地保全地区」に改める。

第 60 条指導係の部分の第 5 号进行削り、同条審査係の部分に次の 3 号を加える。

(7) ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築規制等に関すること。

(8) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）に関すること。

(9) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）に関すること。

第 69 条の表中

|                   |
|-------------------|
| 農林水産物直売・食材供給施設    |
| 農産物加工センター         |
| 農林漁業体験実習館         |
| 伝統的家屋交流施設         |
| 特産品等直売施設          |
| 広場等利用施設及び観光農園管理施設 |

に

改める。

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則(昭和44年奈良市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「住民課 庶務係 戸籍住民記録係 印鑑登録係」を「住民課 証明印鑑登録係 戸籍住民記生活福祉課

録係」に改め、同条第2項中「においては、次の事務を」

つかさどる」を「の分掌事務は、おおむね次のとおりとする」に改め、同項庶務係の部分の第2号中「使用料及び」を削り、同部分中第4号から第6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第10号までを削り、第11号を第5号とし、第12号から第14号までを6号ずつ繰り上げ、同項振興係の部分に次の2号を加える。

- (3) 一般廃棄物収集の申込受付に関すること。
- (4) 自衛官募集に関すること。

第2条第3項中「においては、次の事務をつかさどる」を「の分掌事務は、おおむね次のとおりとする」に改め、同項庶務係の部分の部分を次のように改める。

証明印鑑登録係

- (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)(以下「戸籍法等」という。)に基づく謄抄本、写しその他証明書等の交付に関すること。
- (2) 戸籍法等に基づく謄抄本、写しその他証明書等(郵送請求に係るものに限る。)の作成及び送付に関すること。
- (3) 使用料及び手数料の収納に関すること。
- (4) 破産者等に係る照会回答に関すること。
- (5) 犯罪人名簿に関すること。
- (6) 印鑑の登録に関すること。
- (7) 印鑑登録証明書の作成に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

第2条第3項戸籍住民記録係の部分に次の2号を加える。

- (11) 人口動態調査に関すること。
- (12) 住民基本台帳の閲覧に関すること。

第2条第3項印鑑登録係の部分の部分を削り、同条に次の1項を加える。

4 生活福祉課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 国民健康保険の保険給付(出産育児一時金及び葬祭費を除く。)に関する申請の受付に関するこ

と。

- (2) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関すること。
- (3) 障害者福祉に関する申請等の受付に関すること。
- (4) 高齢者福祉に関する申請等の受付に関すること。
- (5) 児童手当及び児童扶養手当に関する申請等の受付に関すること。
- (6) 生活保護に係る医療扶助に関すること。
- (7) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関すること。
- (8) 老人保健に関する申請等の受付に関すること。
- (9) 福祉医療に関する申請等の受付に関すること。
- (10) 老春手帳、医療証等の交付に関すること。
- (11) 医療費助成金交付請求等の受付に関すること。
- (12) 介護保険に関する申請等の受付に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

第2条の2中「においては、次の事務をつかさどる」を「の分掌事務は、おおむね次のとおりとする」に改め、同条第12号中「出産育児一時金及び葬祭費の給付」を「保険給付に関する申請の受付」に改め、同条第15号中「及び手数料等」を「、手数料等」に改め、同条第16号中「及び喪失等」を「、喪失等」に改め、同条第17号中「及び医療証等」を「、医療証等」に改め、同条の次に次の2条を加える。

(月ヶ瀬行政センターの組織及び分掌事務)

第2条の3 月ヶ瀬行政センターに次の課及び係を設置する。

庶務課 振興係 管理係  
住民課 住民係 福祉係

2 庶務課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。  
振 興 係

- (1) 指定統計その他各種統計及び調査に関すること。
- (2) 使用料、手数料等の収納に関すること。
- (3) 市税、国民健康保険料及び介護保険料の収納及び証明に関すること。
- (4) 住所変更に伴う諸手続に関すること(住民課の主管に属するものを除く。)
- (5) 一般廃棄物収集の申込受付に関すること。
- (6) 自衛官募集に関すること。
- (7) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (8) 固定資産課税台帳の閲覧に関すること。
- (9) 地籍図の保管及び閲覧に関すること。
- (10) 自治会等各種団体との連絡に関すること。
- (11) 地縁による団体の認可申請の受付に関すること。

- (12) 市民への通知及び連絡に関すること。
- (13) 地域イベントその他地域の振興に関すること。
- (14) 地域住民による協議組織に関すること。
- (15) その他市長から特に命じられたこと。
- (16) センター及び課の庶務に関すること。

**管 理 係**

- (1) 農林業振興に関する申請等の受付及び各種事業の地元調整に関すること。
- (2) 梅の郷月ヶ瀬温泉の管理運営に関すること。
- (3) 道路、橋りよう、河川及び法定外公共物の軽易な維持管理及び各種申請の受付に関すること。
- (4) 簡易水道に関すること。
- (5) 下水道施設及び農業集落排水処理施設の管理に関すること。
- (6) 不法投棄、水質汚濁、大気汚染、騒音等の苦情及び相談の受付に関すること。
- (7) 使用料、手数料、分担金等の収納に関すること。

**3 住民課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。****住 民 係**

- (1) 住民基本台帳の閲覧に関すること。
- (2) 戸籍法等に基づく各種届出等及び謄抄本、写しその他証明書等の請求の受理、作成及び交付に関すること。
- (3) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調製及び管理に関すること。
- (4) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関すること。
- (5) 使用料及び手数料の収納に関すること。
- (6) 相続税法第 58 条第 1 項の通知に関すること。
- (7) 人口動態調査に関すること。
- (8) 住民の実態調査に関すること。
- (9) 破産者等に係る照会回答に関すること。
- (10) 破産者名簿、犯罪人名簿等に関すること。
- (11) 印鑑の登録に関すること。
- (12) 印鑑登録証明書の作成に関すること。
- (13) 埋火葬の許可に関すること。
- (14) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関すること。
- (15) 外国人登録事務に関すること。
- (16) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）に基づく事務処理に関すること。
- (17) 国民健康保険被保険者証の交付に関すること（更新を除く。）。
- (18) 課の庶務に関すること。

**福 祉 係**

- (1) 障害者福祉に関する申請等の受付に関すること。
- (2) 高齢者福祉に関する申請等の受付に関すること。
- (3) 児童手当及び児童扶養手当に関する申請等の受付に関すること。
- (4) 保育所入退所の相談及び受付に関すること。

- (5) 生活保護の相談及び受付に関すること。
  - (6) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関すること。
  - (7) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関すること。
  - (8) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関すること。
  - (9) 老人保健に関する申請等の受付に関すること。
  - (10) 福祉医療に関する申請等の受付に関すること。
  - (11) 医療費助成金交付請求等の受付に関すること。
  - (12) 老春手帳、医療証等の交付に関すること。
  - (13) 介護保険に関する申請等の受付に関すること。
- （都祁行政センターの組織及び分掌事務）

**第 2 条の 4 都祁行政センターに次の課及び係を設置する。**

庶務課 庶務係 振興係  
業務課 産業係 水道係  
住民課 住民係 福祉係

**2 庶務課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。****庶 務 係**

- (1) 指定統計その他各種統計及び調査に関すること。
- (2) 使用料、手数料等の収納に関すること。
- (3) 市税、国民健康保険料及び介護保険料の収納及び証明に関すること。
- (4) 住所変更に伴う諸手続に関すること（住民課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 一般廃棄物収集の申込受付に関すること。
- (6) 自衛官募集に関すること。
- (7) 自動車の臨時運行許可に関すること。
- (8) 固定資産課税台帳の閲覧に関すること。
- (9) 地籍図の保管及び閲覧に関すること。
- (10) その他市長から特に命じられたこと。
- (11) センター及び課の庶務に関すること。

**振 興 係**

- (1) 自治会等各種団体との連絡に関すること。
- (2) 地縁による団体の認可申請の受付に関すること。
- (3) 市民への通知及び連絡に関すること。
- (4) 地域イベントその他地域の振興に関すること。
- (5) 地域住民による協議組織に関すること。

**3 業務課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。****産 業 係**

- (1) 地籍調査に関すること。
- (2) 農林業振興に関する申請等の受付及び各種事業の地元調整に関すること。
- (3) 道路、橋りよう、河川及び法定外公共物の軽易な維持管理及び各種申請の受付に関すること。
- (4) 不法投棄、水質汚濁、大気汚染、騒音等の苦情及び相談の受付に関すること。
- (5) 使用料、手数料、分担金等の収納に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

**水 道 係**

- (1) 簡易水道に関すること。
  - (2) 浄化槽設置事業に関する補助申請の受付に関すること。
  - (3) 使用料、手数料、分担金等の収納に関すること。
- 4 住民課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

住 民 係

- (1) 住民基本台帳の閲覧に関すること。
- (2) 戸籍法等に基づく各種届出等及び謄抄本、写しその他証明書等の請求の受理、作成及び交付に関すること。
- (3) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調製及び管理に関すること。
- (4) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関すること。
- (5) 使用料及び手数料の収納に関すること。
- (6) 相続税法第 58 条第 1 項の通知に関すること。
- (7) 人口動態調査に関すること。
- (8) 住民の実態調査に関すること。
- (9) 破産者等に係る照会回答に関すること。
- (10) 破産者名簿、犯罪人名簿等に関すること。
- (11) 印鑑の登録に関すること。
- (12) 印鑑登録証明書の作成に関すること。
- (13) 埋火葬の許可に関すること。
- (14) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関すること。
- (15) 外国人登録事務に関すること。
- (16) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関すること。
- (17) 国民健康保険被保険者証の交付に関すること（更新を除く。）。
- (18) 課の庶務に関すること。

福 祉 係

- (1) 障害者福祉に関する申請等の受付に関すること。
- (2) 高齢者福祉に関する申請等の受付に関すること。
- (3) 児童手当及び児童扶養手当に関する申請等の受付に関すること。
- (4) 保育所入退所の相談及び受付に関すること。
- (5) 生活保護の相談及び受付に関すること。
- (6) 戦傷病者及び遺族援護に関する申請等の受付に関すること。
- (7) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関すること。
- (8) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関すること。
- (9) 老人保健に関する申請等の受付に関すること。
- (10) 福祉医療に関する申請等の受付に関すること。
- (11) 医療費助成金交付請求等の受付に関すること。
- (12) 老春手帳、医療証等の交付に関すること。
- (13) 介護保険に関する申請等の受付に関すること。

第 3 条の 2 中 「西部出張所」を 「出張所」に改める。  
(奈良市保健所組織規則の一部改正)

第 3 条 奈良市保健所組織規則（平成 14 年奈良市規則第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中 「保健総務課 総務係 医事係 理化学検査係 微生物検査係」を 「保健総務課 総務医事係 理化学検査係 微生物検査係」に改める。

第 4 条総務係の部分をつぎのように改める。

総務医事係

- (1) 地域保健に関する思想の普及及び向上に関すること。
- (2) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。
- (3) 保健所等情報システムに関すること。
- (4) 医療関係団体及び保健衛生の諸団体に関すること。
- (5) 保健所の企画調整に関すること。
- (6) 健康危機管理に関すること。
- (7) 保健師、助産師、看護師、準看護師、歯科衛生士、医師、歯科医師、診療放射線技師、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士、栄養士及び薬剤師の免許に関すること。
- (8) 診療所等の許可及び医療機関等の指導監督に関すること。
- (9) 死体解剖の保存の許可に関すること。
- (10) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師等に関すること。
- (11) 歯科技工士、臨床検査技師、衛生検査技師等に関すること。
- (12) 薬事に関すること。
- (13) 毒物及び劇物取締りに関すること。
- (14) 母体保護に関すること。
- (15) 医療安全相談に関すること。
- (16) 献血の推進に関すること。
- (17) 専門的栄養指導に関すること。
- (18) 特定給食施設の指導に関すること。
- (19) 国民健康・栄養調査に関すること。
- (20) 保健事業連絡協議会に関すること。
- (21) 保健所施設の管理に関すること。
- (22) 公用車の管理に関すること。
- (23) 保健所内他課他係の所管に属さないこと。
- (24) 保健所及び課の庶務に関すること。

第 4 条医事係の部分をつぎのように改める。

第 6 条保健予防係の部分中第 5 号から第 8 号までを削り、第 9 号を第 5 号とし、第 10 号から第 14 号までを 4 号ずつ繰り上げる。

第 7 条庶務係の部分の第 1 号中 「給付」の次に 「並びに特定不妊治療費助成」を加え、同条母子保健係の部分の第 5 号及び第 6 号を次のように改める。

- (5) 母子の健康教育及び健康相談に関すること。
- (6) 思春期保健に関すること。

第 7 条成人保健係の部分中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

## 附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。  
(平成 17年 3月 31日揭示済)

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。  
平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

## 奈良市規則第 62号

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例等の施行に伴う関連規則の整備に関する規則  
(奈良市専門委員設置規則の一部改正)

第 1 条 奈良市専門委員設置規則(昭和 62年奈良市規則第 39号)の一部を次のように改正する。

別表奈良市行財政専門委員の項中  
「

|                |
|----------------|
| 財 務 部<br>政策調整室 |
|----------------|

」  
を「

|                |
|----------------|
| 企 画 部<br>企画政策課 |
|----------------|

」に改める。

(奈良市役所連絡所設置規則の一部改正)

第 2 条 奈良市役所連絡所設置規則(昭和 52年奈良市規則第 7号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市民生活部地域振興課」を「市民生活部市民サービス課」に改める。

(奈良市地区連絡員配置規則の一部改正)

第 3 条 奈良市地区連絡員配置規則(昭和 32年奈良市規則第 20号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「市民生活部地域振興課」を「市民生活部市民サービス課」に改める。

(奈良市総合計画審議会規則の一部改正)

第 4 条 奈良市総合計画審議会規則(平成元年奈良市規則第 12号)の一部を次のように改正する。

第 7 条中「企画部企画課」を「企画部企画政策課」に

改める。

(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第 5 条 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和 48年奈良市規則第 36号)の一部を次のように改正する。

別表企画部の項中「企画課長」を「企画政策課長」に改め、同表市民生活部の項中「地域振興課長」を「市民サービス課長」に改める。

(奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則の一部改正)

第 6 条 奈良市税等徴収緊急対策本部設置規則(平成 6年奈良市規則第 31号)の一部を次のように改正する。

別表第 17班の項及び第 18班の項を次のように改める。

|       |            |                    |
|-------|------------|--------------------|
| 第 17班 | 技術部長       | 技術部                |
| 第 18班 | 都祁行政センター所長 | 月ヶ瀬行政センター 都祁行政センター |

(奈良市情報化推進委員会設置規則の一部改正)

第 7 条 奈良市情報化推進委員会設置規則(平成 14年奈良市規則第 76号)の一部を次のように改正する。

別表中「企画部企画課長 政策調整室長」を「企画政策課長」に、「住民課長」を「西部出張所住民課長」に改める。

(奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部改正)

第 8 条 奈良市行財政改革推進本部設置規則(平成 15年奈良市規則第 62号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「財務部政策調整室」を「企画部企画政策課」に改める。

別表中「給水部長 浄水部長」を「技術部長」に改める。

(奈良市公印規則の一部改正)

第 9 条 奈良市公印規則(昭和 25年奈良市規則第 12号)の一部を次のように改正する。

別表戸籍事務専用市長印の項を次のように改める。

|           |       |     |      |                  |       |   |
|-----------|-------|-----|------|------------------|-------|---|
| 戸籍事務専用市長印 | 6     | れい書 | 方 24 | 市民課              | 戸籍事務用 | 1 |
|           | 6 の 2 |     |      |                  |       | 2 |
|           | 6 の 3 |     |      |                  |       | 1 |
|           | 7     |     |      |                  |       | 2 |
|           |       |     |      | 西部出張所<br>住民課     |       | 1 |
|           |       |     |      | 東部出張所            |       | 1 |
|           |       |     |      | 北部出張所            |       | 1 |
|           |       |     |      | 月ヶ瀬行政センター<br>住民課 |       | 1 |
|           |       |     |      | 都祁行政センター<br>住民課  |       | 1 |
|           |       |     |      | 東寺林連絡所           |       | 1 |

別表出張所・連絡所専用市長印の項を次のように改める。

|              |    |     |      |              |              |   |
|--------------|----|-----|------|--------------|--------------|---|
| 出張所・連絡所専用市長印 | 11 | れい書 | 方 25 | 西部出張所<br>庶務課 | 市長名をもつて発する文書 | 1 |
|              |    |     |      | 西部出張所        |              | 1 |

|  |  |  |  |           |  |   |
|--|--|--|--|-----------|--|---|
|  |  |  |  | 住民課       |  |   |
|  |  |  |  | 西部出張所     |  | 1 |
|  |  |  |  | 生活福祉課     |  |   |
|  |  |  |  | 東部出張所     |  | 1 |
|  |  |  |  | 北部出張所     |  |   |
|  |  |  |  | 月ヶ瀬行政センター |  | 1 |
|  |  |  |  | 庶務課       |  | 1 |
|  |  |  |  | 月ヶ瀬行政センター |  | 1 |
|  |  |  |  | 住民課       |  |   |
|  |  |  |  | 都祁行政センター  |  | 1 |
|  |  |  |  | 庶務課       |  |   |
|  |  |  |  | 都祁行政センター  |  | 1 |
|  |  |  |  | 業務課       |  |   |
|  |  |  |  | 都祁行政センター  |  | 1 |
|  |  |  |  | 住民課       |  |   |
|  |  |  |  | 東寺林連絡所    |  | 1 |

別表国土利用計画事務専用市長印の項中「企画課」を「企画政策課」に改め、  
同表市長認印の項及び戸籍事務専用市長認印の項を次のように改める。

|      |    |            |      |           |                     |   |
|------|----|------------|------|-----------|---------------------|---|
| 市長認印 | 3  | てん書<br>れい書 | 方 10 | 人事課       | 年金事務用               | 1 |
|      | 12 |            |      | 人事課       | 共済組合事務用             | 1 |
|      |    |            | 縦 12 | 市民課       | 埋火葬許可用              | 1 |
|      |    |            | 横 9  | 西部出張所     |                     | 1 |
|      |    |            |      | 住民課       |                     |   |
|      |    |            |      | 東部出張所     |                     | 1 |
|      |    |            |      | 北部出張所     |                     | 1 |
|      |    |            |      | 月ヶ瀬行政センター |                     | 1 |
|      |    |            |      | 住民課       |                     |   |
|      |    |            |      | 都祁行政センター  |                     | 1 |
|      |    |            |      | 住民課       |                     |   |
|      |    |            | 小判形  | 市民税課      | 税務事務用               | 3 |
|      |    |            | 縦 10 | 資産税課      |                     | 3 |
|      |    |            | 横 8  | 納税課       | 納税事務用               | 2 |
|      |    |            | 小判形  | 奈良診療所     | 診療所事務用              | 1 |
|      |    |            | 縦 13 | 月ヶ瀬診療所    |                     | 1 |
|      |    |            | 横 10 | 都祁診療所     |                     | 1 |
|      |    |            | 小判形  | 国民健康保険課   | 国民健康保険事務用           | 3 |
|      |    |            | 縦 8  | 市民課       |                     | 2 |
|      |    |            | 横 6  | 西部出張所     |                     | 1 |
|      |    |            |      | 住民課       |                     |   |
|      |    |            |      | 東部出張所     |                     | 1 |
|      |    |            |      | 北部出張所     |                     | 1 |
|      |    |            |      | 市民課       | 印鑑事務用               | 2 |
|      |    |            |      | 西部出張所     |                     | 1 |
|      |    |            |      | 住民課       |                     |   |
|      |    |            |      | 東部出張所     |                     | 1 |
|      |    |            |      | 北部出張所     |                     | 1 |
|      |    |            |      | 月ヶ瀬行政センター | 国民健康保険事務及<br>び印鑑事務用 | 1 |
|      |    |            |      | 住民課       |                     |   |

|            |    |     |                    |                  |                               |   |
|------------|----|-----|--------------------|------------------|-------------------------------|---|
|            |    |     |                    | 都祁行政センター<br>住民課  |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 高齢福祉課            | 老人医療事務用                       | 2 |
|            |    |     |                    | 西部出張所<br>生活福祉課   |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 東部出張所            |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 北部出張所            |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 月ヶ瀬行政センター<br>住民課 |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 都祁行政センター<br>住民課  |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 東寺林連絡所           |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 福祉総務課            | 福祉事務用                         | 1 |
|            |    |     |                    | 保健総務課            | 保健所事務用                        | 1 |
|            |    |     |                    | 障がい福祉課           | 支援費事務用                        | 1 |
|            |    |     | 小判形<br>縦 10<br>横 8 | 下水道管理課           | 下水道事業事務用                      | 1 |
|            |    |     | 小判形<br>縦 5<br>横 4  | 市民課              | 外国人登録事務用                      | 1 |
|            |    |     |                    | 市民課              | 住民基本台帳カード<br>事務用              | 1 |
|            |    |     |                    | 西部出張所<br>住民課     |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 東部出張所            |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 北部出張所            |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 月ヶ瀬行政センター<br>住民課 | 外国人登録事務及び<br>住民基本台帳カード<br>事務用 | 1 |
|            |    |     |                    | 都祁行政センター<br>住民課  |                               | 1 |
| 戸籍事務専用市長認印 | 13 | れい書 | 小判形<br>縦 12<br>横 9 | 市民課              | 戸籍事務用                         | 1 |
|            |    |     |                    | 西部出張所<br>住民課     |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 東部出張所            |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 北部出張所            |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 月ヶ瀬行政センター<br>住民課 |                               | 1 |
|            |    |     |                    | 都祁行政センター<br>住民課  |                               | 1 |

別表ひな形の 1 迄 次のように改める。

11

|             |   |
|-------------|---|
| 奈           | 良 |
| 市           | 長 |
| 之           | 印 |
| ○ ○ ○ ○ ○ 用 |   |

(奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則の一部  
改正)第 10 条 奈良市国民健康保険料収納嘱託員に関する規則  
(平成元年奈良市規則第 43号) の一部を次のように改正  
する。別記第 1 号様式中 「奈良市民生部保険課」を 「奈良市  
市民生活部国民健康保険課」に改める。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第 11 条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和 39  
年奈良市規則第 18号) の一部を次のように改正する。第 2 条第 1 号中 「中央公民館長」を 「生涯学習センター  
館長」に、「並びに北部出張所長」を「北部出張所長、  
月ヶ瀬行政センターの課長並びに都祁行政センターの課  
長」に改める。

(奈良市会計規則の一部改正)

第12条 奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「工場」の次に「、都祁診療所、月ヶ瀬診療所」を、「機関」の次に「(公民館については、生涯学習センター、中部公民館、西部公民館、月ヶ瀬公民館及び都祁公民館に限る。)」を加え、「並びに北部出張

所」を「、北部出張所、月ヶ瀬行政センターの課並びに都祁行政センターの課」に改める。

第30条中「第161条第1項第14号」を「第161条第1項第17号」に改め、同条第12号中「使用料」を「運搬料、使用料」に改める。

別表第1企画部企画課の項を次のように改める。

|                  |             |                                    |
|------------------|-------------|------------------------------------|
| 企画部<br>企 画 政 策 課 | 主 任 及 び 係 員 | 1 所管に係る手数料の収納<br>2 所管に係る図書の売却代金の収納 |
|------------------|-------------|------------------------------------|

別表第1企画部環境保全課環境検査センターの項を削り、同表財務部市民税課の項を次のように改める。

|                |          |                                             |
|----------------|----------|---------------------------------------------|
| 財務部<br>市 民 税 課 | 庶務係長及び係員 | 1 所管に係る手数料の収納<br>2 原動機付自転車等の標識及び試乗標識の弁償金の収納 |
|----------------|----------|---------------------------------------------|

別表第1西部出張所庶務課の項中「使用料及び」を削り、同表西部出張所住民課の項中「庶務係長」を「証明印鑑登録係長」に、「手数料等」を「手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

|                    |                        |             |
|--------------------|------------------------|-------------|
| 西部出張所<br>生 活 福 祉 課 | 課 長 補 佐<br>主 任 及 び 係 員 | 所管に係る利用料の収納 |
|--------------------|------------------------|-------------|

別表第1東部出張所及び北部出張所の項中「及び手数料等」を「、手数料等」に改め、同項の次に次のように加える。

|                    |                        |                                                                                  |
|--------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 月ヶ瀬行政センター<br>庶 務 課 | 課 長 補 佐                | 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納<br>2 所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納<br>3 証紙の売りさばき代金の収納 |
|                    | 振興係長及び係員               | 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納<br>2 所管に係る使用料、手数料等の収納<br>3 証紙の売りさばき代金の収納     |
|                    | 管理係長及び係員               | 所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納                                                             |
| 月ヶ瀬行政センター<br>住 民 課 | 課 長 補 佐                | 所管に係る使用料、手数料等の収納                                                                 |
|                    | 住民係長及び係員               | 所管に係る使用料及び手数料の収納                                                                 |
|                    | 福祉係長及び係員               | 所管に係る利用料の収納                                                                      |
| 都祁行政センター<br>庶 務 課  | 課 長 補 佐<br>庶務係長及び係員    | 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納<br>2 所管に係る使用料、手数料等の収納<br>3 証紙の売りさばき代金の収納     |
| 都祁行政センター<br>業 務 課  | 課 長 補 佐<br>係 長 及 び 係 員 | 所管に係る使用料、手数料及び分担金の収納                                                             |
| 都祁行政センター<br>住 民 課  | 課 長 補 佐                | 所管に係る使用料、手数料等の収納                                                                 |
|                    | 住民係長及び係員               | 所管に係る使用料及び手数料の収納                                                                 |
|                    | 福祉係長及び係員               | 所管に係る利用料の収納                                                                      |

別表第1地区連絡員常駐場所の項中「利用料」を「手数料等」に改め、同表市民生活部衛生課の項中「生活環境係長」の次に「及び係員」を加え、「及び手数料」を削り、同表奈良診療所及び応急診療所の項中

「  
奈良診療所及び  
応急診療所  
を  
奈良診療所、月ヶ瀬診療所、都祁診療所及び応  
に改

「  
急診療所  
」  
め、同表市民生活部国民健康保険課の項中「及びその」を「、保険税及びこれらの」に改め、同表市民生活部人権文化推進室人権・同和施策課の項中

「  
1 住宅新築資金等貸付回収金の収納  
2 生業資金貸付回収金の収納  
を



「  
生業資金貸付回収金の収納  
」に改め、

同表保健福祉部高齢福祉課の項中「老人福祉施設入所措置」を「老人保護措置」に改め、同項に次のように加える。

|          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 医療係長及び係員 | 老人保健医療費に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納 |
|----------|----------------------------------------|

別表第 1 保健福祉部保健所保健総務課の項中「総務係長」を「総務医事係長」に改め、同表保健福祉部保健所健康増進課の項の次に次のように加える。

|                              |        |               |
|------------------------------|--------|---------------|
| 保健福祉部<br>保健所<br>都祁保健<br>センター | 主任及び係員 | 所管に係る実費徴収金の収納 |
|------------------------------|--------|---------------|

#### 別表第 1 環境清美部企画総務課の項中

「  
4 再利用製品の売却代金の収納  
」を  
「  
4 再利用製品の売却代金の収納  
5 特定家庭用機器廃棄物運搬手数料  
の収納  
」に改め、

同表環境清美部環境清美工場の項中「一般廃棄物処分手数料」を「一般廃棄物処理手数料」に、「産業廃棄物処理費用」を「産業廃棄物処分費用」に改め、同表環境清美部土地改良清美事務所の項中「一般廃棄物処分手数料」を「一般廃棄物処理手数料」に、「産業廃棄物処理費用」を「産業廃棄物処分費用」に改め、同項の次に次のように加える。

|        |          |             |
|--------|----------|-------------|
| 経済部観光課 | 観光係長及び係員 | 所管に係る使用料の収納 |
|--------|----------|-------------|

別表第 1 建設部用地課の項から都市計画部景観課の項までを次のように改める。

|                |          |                                            |
|----------------|----------|--------------------------------------------|
| 建設部用地課         | 宅地造成係長   | 1 宅地造成事業による分譲地代金の収納<br>2 宅地造成事業による契約保証金の出納 |
| 都市計画部<br>都市計画課 | 庶務係長     | 所管に係る地図の売却代金の収納                            |
| 都市計画部<br>景観課   | 色彩・広告物係長 | 証紙の売りさばき代金の収納                              |

別表第 1 都市整備部下水道管理課の項を次のように改める。

|                 |          |                                                                                                                                                     |
|-----------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 都市整備部<br>下水道管理課 | 庶務係長及び係員 | 1 下水道事業受益者負担金及び農業集落排水事業分担金並びにこれらの附帯金の収納<br>2 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（水道事業管理者に委任した事務に係るものを除く。）並びにこれらの附帯金の収納<br>3 排水設備清掃費その他の収入金の収納<br>4 公共下水道台帳の複写料の収納 |
|                 | 維持管理係長   | 公共下水道台帳の複写料の収納                                                                                                                                      |
|                 | 排水設備係長   | 1 水洗便所設備資金貸付回収金の収納<br>2 損失補償に伴う債権の回収金の収納<br>3 排水設備清掃費その他の収入金の収納<br>4 公共下水道台帳の複写料の収納                                                                 |

別表第 1 教育委員会事務局教育総務部教育総務課の項の次に次のように加える。

|                          |          |             |
|--------------------------|----------|-------------|
| 教育委員会事務局<br>教育総務部<br>学務課 | 学事係長及び係員 | 所管に係る負担金の収納 |
|--------------------------|----------|-------------|

別表第 1 中央公民館の項を削り、同表生涯学習センターの項の次に次のように加える。

|             |             |                                            |
|-------------|-------------|--------------------------------------------|
| 中 部 公 民 館   | 主 任 及 び 係 員 | 1 所管に係る複写料の収納<br>2 主催事業に係る資料代金その他の実費徴収金の収納 |
| 西 部 公 民 館   | 主 任 及 び 係 員 | 1 所管に係る複写料の収納<br>2 主催事業に係る資料代金その他の実費徴収金の収納 |
| 月 ヶ 瀬 公 民 館 | 主 任 及 び 係 員 | 1 所管に係る複写料の収納<br>2 主催事業に係る資料代金その他の実費徴収金の収納 |
| 都 祁 公 民 館   | 主 任 及 び 係 員 | 1 所管に係る複写料の収納<br>2 主催事業に係る資料代金その他の実費徴収金の収納 |

別表第2企画部企画課長の項を次のように改める。

|                   |                                    |
|-------------------|------------------------------------|
| 企 画 部 企 画 政 策 課 長 | 1 所管に係る手数料の収納<br>2 所管に係る図書の売却代金の収納 |
|-------------------|------------------------------------|

別表第2企画部環境保全課長の項を削り、同表財務部市民税課長の項を次のように改める。

|                 |                                             |
|-----------------|---------------------------------------------|
| 財 務 部 市 民 税 課 長 | 1 所管に係る手数料の収納<br>2 原動機付自転車等の標識及び試乗標識の弁償金の収納 |
|-----------------|---------------------------------------------|

別表第2市民生活部地域振興課長の項を次のように改める。

|                          |                                                       |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|
| 市民生活部<br>市 民 サ ー ビ ス 課 長 | 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納<br>2 所管に係る手数料等の収納 |
|--------------------------|-------------------------------------------------------|

別表第2西部出張所庶務課長の項中「使用料及び」を削り、同表西部出張所住民課長の項中「手数料等」を「手数料」に改め、同項の次に次のように加える。

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| 西部出張所<br>生 活 福 祉 課 長 | 所管に係る利用料の収納 |
|----------------------|-------------|

別表第2東部出張所長及び北部出張所長の項中「及び手数料等」を「、手数料等」に改め、同項の次に次のように加える。

|                      |                                                                                   |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 月ヶ瀬行政センター<br>庶 務 課 長 | 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納<br>2 所管に係る使用料、手数料、分担金等の収納<br>3 証紙の売りさばきの代金の収納 |
| 月ヶ瀬行政センター<br>住 民 課 長 | 所管に係る使用料、手数料等の収納                                                                  |
| 都祁行政センター<br>庶 務 課 長  | 1 所管に係る市税、国民健康保険料、介護保険料及びこれらの附帯金の収納<br>2 所管に係る使用料、手数料等の収納<br>3 証紙の売りさばきの代金の収納     |
| 都祁行政センター<br>業 務 課 長  | 所管に係る使用料、手数料及び分担金の収納                                                              |
| 都祁行政センター<br>住 民 課 長  | 所管に係る使用料、手数料等の収納                                                                  |

別表第2市民生活部衛生課長の項中「手数料」を「一部負担金」に改め、同項の次に次のように加える。

|               |                    |
|---------------|--------------------|
| 都 祁 診 療 所 長   | 所管に係る一部負担金及び手数料の収納 |
| 月 ヶ 瀬 診 療 所 長 | 所管に係る一部負担金及び手数料の収納 |

別表第2市民生活部国民健康保険課長の項中「及びその」を「、保険税及びこれらの」に改め、同表保健福祉部高齢福祉課長の項を次のように改める。

|                      |                                                                |
|----------------------|----------------------------------------------------------------|
| 保健福祉部<br>高 齢 福 祉 課 長 | 1 老人保健医療費に係る一部負担金並びに第三者事故及び不正利得に係る医療費の収納<br>2 所管に係る措置費自己負担金の収納 |
|----------------------|----------------------------------------------------------------|

- |                 |
|-----------------|
| 3 所管に係る実費徴収金の収納 |
| 4 所管に係る利用料の収納   |

別表第 2 環境清美部土地改良清美事務所長の項の次に次のように加える。

|               |             |
|---------------|-------------|
| 経 済 部 観 光 課 長 | 所管に係る使用料の収納 |
|---------------|-------------|

別表第 2 建設部用地課長の項から都市計画部景観課長の項までを次のように改める。

|                      |                                            |
|----------------------|--------------------------------------------|
| 建 設 部 用 地 課 長        | 1 宅地造成事業による分譲地代金の収納<br>2 宅地造成事業による契約保証金の出納 |
| 都市計画部<br>都 市 計 画 課 長 | 所管に係る地図の売却代金の収納                            |
| 都 市 計 画 部 景 観 課 長    | 証紙の売りさばき代金の収納                              |

別表第 2 都市整備部下水道管理課長の項中

|                              |   |                                                  |                                |
|------------------------------|---|--------------------------------------------------|--------------------------------|
| 「<br>6 損失補償に伴う債権の回収金の収納<br>」 | を | 「<br>6 損失補償に伴う債権の回収金の収納<br>7 公共下水道台帳の複写料の収納<br>」 | に改め、同表教育委員会事務局教育総務部教育総務課長の項の次に |
|------------------------------|---|--------------------------------------------------|--------------------------------|

次のように加える。

|                              |             |
|------------------------------|-------------|
| 教育委員会事務局<br>教育総務部<br>学 務 課 長 | 所管に係る負担金の収納 |
|------------------------------|-------------|

別表第 2 中央公民館長の項を削り、同表生涯学習センター館長の項の次に次のように加える。

|               |                                            |
|---------------|--------------------------------------------|
| 中 部 公 民 館 長   | 1 所管に係る複写料の収納<br>2 主催事業に係る資料代金その他の実費徴収金の収納 |
| 西 部 公 民 館 長   | 1 所管に係る複写料の収納<br>2 主催事業に係る資料代金その他の実費徴収金の収納 |
| 月 ヶ 瀬 公 民 館 長 | 1 所管に係る複写料の収納<br>2 主催事業に係る資料代金その他の実費徴収金の収納 |
| 都 祁 公 民 館 長   | 1 所管に係る複写料の収納<br>2 主催事業に係る資料代金その他の実費徴収金の収納 |

別記第 4 号様式（表）中「奈良市長 ㊦」を  
「奈良市長 ㊦」に、「奈良市収入役 様」を  
「(あて先) 奈良市収入役」に改める。

別記第 18 号様式（表）中「奈良市長 ㊦」を  
「奈良市長 ㊦」に、「奈良市収入役 様」を  
「(あて先) 奈良市収入役」に改める。

(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

第 13 条 奈良市庁舎管理規則（昭和 42 年奈良市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表中 「市 民 生 活 課 長」 を 「市

民 サ ー ビ ス 課 長」 に、「企 画

課 長」 を 「企 画 政 策 課 長」

に改め、福祉待合ホールの項を削り、同表中 「高 齢

者 職 業 相 談 室」 を 「消 費 生 活 相 談

室」 に改める。

(奈良市生活安全推進協議会規則の一部改正)

第 14 条 奈良市生活安全推進協議会規則（平成 9 年奈良市規則第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「市民生活部地域振興課」を「市民生活部市民サービス課」に改める。

(奈良市下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収事務委任に関する規則の一部改正)

第 15 条 奈良市下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の徴収事務委任に関する規則（昭和 41 年奈良市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「同料金課長」を「同料金お客様課長」に改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 31 日揭示済)

行政事件訴訟法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 63 号

行政事件訴訟法の一部改正等に伴う関係規則の整備に関する規則

(奈良市情報公開条例施行規則の一部改正)

第 1 条 奈良市情報公開条例施行規則（平成 9 年奈良市規則第 50 号）の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中

「4 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。」

「4 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から 6 箇月以内に提起することができます。」

改める。

別記第 4 号様式中

「2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。」

「2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算

して 60 日以内に奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から 6 箇月以内に提起することができます。」

改める。

(奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第 2 条 奈良市長が保有する個人情報の保護に関する規則（平成 14 年奈良市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中

「2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。」

「2 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から 6 箇月以内に提起することができます。」

改める。

別記第 6 号様式中

「4 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。」

「4 この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを

知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から 6 箇月以内に提起することができます。」

改める。

別記第 12 号様式、第 13 号様式、第 15 号様式、第 16 号様式、第 18 号様式及び第 19 号様式中

「(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。」

「(注) この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、奈良市長に対して行政不服審査法による異議申立てをすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日から 6 箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合は、決定の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日から 6 箇月以内に提起することができます。」

改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第 3 条 給料等の支給に関する規則(昭和 41 年奈良市規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 29 条の 7 の見出しを「(不服申立て及び取消訴訟の教示)」に改め、同条中「不服申立期間」の次に「並びに市を被告として処分の取消しを求める訴えを提起することができる旨及び取消訴訟の出訴期間」を加える。

(奈良市公有財産規則の一部改正)

第 4 条 奈良市公有財産規則(昭和 49 年奈良市規則第 29 号)の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中

「この許可について不服があるときは、この許可書を受け取った日の翌日から起算して 60 日以内に、奈良市長に対して異議申立てをすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

(奈良市税条例施行規則の一部改正)

第 5 条 奈良市税条例施行規則(昭和 46 年奈良市規則第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 19 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別記第 5 号様式中「余白」を「裏面」に改める。

別記第 6 号様式中「(注) 余白に、この催告書について不服がある場合における救済方法を記載する。」を削る。

別記第 10 号様式及び第 13 号様式中「余白」を「裏面」に改める。

別記第 15 号様式中「昭和」を削り、

「(備考) を

「(備考) に

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。」

改める。

別記第 18 号様式中

「(備考) を

「(備考) に

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。」

改める。

別記第 21 号様式中「昭和」を削り、

「 を

「 に

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。」

改める。

別記第 23 号様式中「昭和」を削り、余白」を「裏面」に改める。

別記第 24 号様式中「昭和」を削り、余白」を「裏面」に改める。

別記第 25 号様式中「昭和」を削り、余白」を「裏面」に改める。

別記第 27 号様式中「余白」を「裏面」に改める。

別記第 29号様式中

|      |      |                      |   |
|------|------|----------------------|---|
| 支払場所 | 支払期間 | この通知書の還付金を受けとる際の注意事項 | を |
|------|------|----------------------|---|

「

|      |      |                      |   |
|------|------|----------------------|---|
| 支払場所 | 支払期間 | この通知書の還付金を受けとる際の注意事項 | に |
|------|------|----------------------|---|

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

改める。

別記第 29号様式の 2 中「余白」を「裏面」に改める。

別記第 29号様式の 3 中

|      |      |                      |   |
|------|------|----------------------|---|
| 支払場所 | 支払期間 | この通知書の還付金を受けとる際の注意事項 | を |
|------|------|----------------------|---|

「

|      |      |                      |   |
|------|------|----------------------|---|
| 支払場所 | 支払期間 | この通知書の還付金を受けとる際の注意事項 | に |
|------|------|----------------------|---|

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

改める。

別記第 30号様式中 「昭和」を削り、「除白」を「裏面」に改める。

別記第 41号様式 (2 枚目) (表) 及び第 42号様式 (2 枚目) (表) を次のように改める。

|                  |                       |                   |         |          |           |           |           |                                                         |
|------------------|-----------------------|-------------------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|---------------------------------------------------------|
| 課<br>税<br>明<br>細 | 所得の明細                 |                   | 金 額 (円) | 区 分 (円)  |           | 市民税 (円)   | 県民税 (円)   |                                                         |
|                  | 総                     | (給与収入金額)          | ( )     | 課税総所得金額  |           |           |           |                                                         |
|                  | 所<br>得                | 給 与 所 得 金 額       |         |          |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 営 業 等 所 得         |         |          |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 農 業 所 得           |         |          |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 不 動 産 所 得         |         |          |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 利 子 所 得           |         |          |           |           |           |                                                         |
|                  | 金<br>額                | 配 当 所 得           |         | 区 分      | 市民税 (円)   | 県民税 (円)   |           |                                                         |
|                  |                       | 雑 所 得             |         | 税 額 控 除  |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 譲 渡 ・ 一 時 所 得     |         | 定率控除額    |           |           |           |                                                         |
|                  | 分<br>離<br>課<br>税      | 総 所 得 金 額 計       |         | 所得割額     |           |           |           | 所得割より<br>控除されな<br>かった配当<br>割控除額・<br>株式等譲渡<br>所得割控除<br>額 |
|                  |                       | 長 期 譲 渡 所 得       |         | 均 等 割 額  |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 短 期 譲 渡 所 得       |         | 年 税 額    |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 土地等の事業・山林・退職所得    |         | 特別徴収税額   |           |           |           |                                                         |
|                  | 所<br>得<br>控<br>除<br>等 | 株式譲渡・先物取引所得       |         | 差引普通徴収税額 |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 繰越損・雑損・医療・寄附金     |         |          |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 社 保 ・ 小 企 共 等     |         | 期 別      | 第 1 期 (円) | 第 2 期 (円) | 第 3 期 (円) | 第 4 期 (円)                                               |
|                  |                       | 生 命 保 険 ・ 損 害 保 険 |         | 納 付 額    |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 障 ・ 老 ・ 寡 ・ 勤     |         | 納付済額     |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 配偶者・配特・扶養・基礎      | 人       | 差引納付額    |           |           |           |                                                         |
|                  |                       | 所 得 控 除 金 額 計     |         | 納 期 限    | 年 月 日     | 年 月 日     | 年 月 日     | 年 月 日                                                   |

別記第 4号様式 (裏) 中

|             |              |
|-------------|--------------|
| (注)         | 説 明          |
| 納付場所        | ○ 賦課の根拠      |
| 奈良市指定金融機関   | ○ 不服の申立てについて |
| 奈良市収納代理金融機関 | ○ 納税についてのご注意 |

奈良市役所、各出張所及び各連絡所

を

(注)

納付場所

奈良市指定金融機関

奈良市収納代理金融機関

奈良市役所、各出張所、各行政センター  
及び各連絡所

説 明

○ 賦課の根拠

○ この通知書について不服がある場合における救済方法

○ 納税についてのご注意

に

改める。

別記第 54号様式中

「 なお、この決定に不服のある場合は納税

通知書を受け取った日の翌日から起算して 60  
日以内に市長に対して異議申立てをすること  
ができます。」

を削り、

用

合 計

を

用

合 計

に

(注) 裏面に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。

改める。

別記第 55号様式を次のように改める。

第 55号様式 削除

別記第 56号様式中

指定金融機関名  
収納代理金融機関名  
奈良市役所の各出張  
所又は連絡所

を

指定金融機関名  
収納代理金融機関名  
奈良市役所、各出張  
所、各行政センター  
及び連絡所奈良市収納代理金融  
機関  
奈良市役所、各出張  
所及び各連絡所

を

奈良市収納代理金融  
機関  
奈良市役所、各出張  
所、各行政センター  
及び各連絡所

に改める。

別記第 63号様式中

指定金融機関名

収納代理金融機関名

奈良市役所の各出張  
所又は連絡所

を

指定金融機関名

収納代理金融機関名

奈良市役所、各出張  
所、各行政センター

に、「余白」を「裏面」に改める。

別記第 62号様式(表)中「昭和」を削り、

&lt;納付場所&gt;

奈良市指定金融機関

&lt;納付場所&gt;

奈良市指定金融機関

「  
」及び連絡所  
に改める。  
別記第 64 号様式中  
「  
(奈良市役所、各出張所及び各連絡所)」を「(奈良  
一及  
市役所、各出張所、各行政センタ  
び各連絡所)」に改める。  
別記第 65 号様式中  
「1 この更正・決定に基づく不足額は、指定納  
期限までに納付してください。減少額(一印)

については別途送付する還付通知書によつて  
還付します。  
2 この処分の内容に不服があるときは、この  
通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内  
に市長に対して異議申立てをすることができ  
ます。  
「(注) 余白に、この通知書について不服がある場  
合における救済方法を記載する。  
改める。  
別記第 69 号様式(1 枚目)(裏)を次のように改める。

(裏)

説 明

- ・ 賦課の根拠
- ・ 納期限までに納付しなかった場合におけるとるべき延滞金の徴収についての措置
- ・ この通知書について不服がある場合における救済方法

別記第 69 号様式(2 枚目)(裏) 中

「  
」  
「  
納付場所  
奈良市指定金融  
機関  
奈良市収納代理  
金融機関  
奈良市役所、各  
出張所、各行政  
を  
に

「  
」  
センター及び各  
連絡所  
改める。  
別記第 71 号様式(表) 中「昭和」を削り、同様式(裏)  
中

「  
(注)  
納付場所  
奈良市指定金融機関  
奈良市収納代理金融機関  
奈良市役所、各出張所及び各連絡所

説 明

- 賦課の根拠
- 不服の申立てについて
- 納税についての御注意

を



(注)

納付場所

奈良市指定金融機関

奈良市収納代理金融機関

奈良市役所、各出張所、各行政センター及  
び各連絡所

説 明

- 賦課の根拠
- 納期限までに納付しなかった場合におけるとるべき延滞金の徴収についての措置
- この通知書について不服がある場合における救済方法

改める。

別記第 74号様式中

「(注) この通知書によつて価格等を決定(修正)

された固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合には、この通知書を受け取つた日から 60日以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができます。

「(注) 余白に、この通知書について不服がある場合における救済方法を記載する。」

改める。

別記第 75号様式(裏)中

&lt;納付場所&gt;

奈良市指定金融機関

奈良市収納代理金融機関

奈良市役所、各出張所及び連絡所

&lt;納付場所&gt;

奈良市指定金融機関

奈良市収納代理金融機関

奈良市役所、各出張所、

行政センター及び

各連絡所

別記第 92号様式を次のように改める。

第 92号様式

## 軽自動車税納税証明書

|                     |                  |       |
|---------------------|------------------|-------|
| 証 明 書 番 号           | 第 号              |       |
| 納 税 義 務 者           | 氏 名<br>( 名 称 )   |       |
|                     | 住 所<br>( 所 在 地 ) |       |
| 車 両 番 号             |                  |       |
| 納 税 済 年 月 日         |                  | 年 月 日 |
| こ の 証 明 書 の 有 効 期 限 |                  | 年 月 日 |
| 備 考                 |                  |       |

上記のとおり証明します。

年 月 日

奈良市長 氏

名 印



示を記載する。

」

改める。

(児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 7 条 児童福祉法に基づく助産の実施及び母子保護の実施に係る費用の徴収に関する規則（昭和 62 年奈良市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

別記第 1 号様式中

「

この決定に不服がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に市長に対し、異議申立てをすることができます。

を

」

「

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

に

」

改める。

(奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 8 条 奈良市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 48 年奈良市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式を次のように改める。

第6号様式（第5条関係）

（奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正）  
第9条 奈良市母子家庭医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 48年奈良市規則第 33号）の一部を次のように改正する。  
別記第6号様式を次のように改める。

|                                                               |       |
|---------------------------------------------------------------|-------|
| 奈良市乳幼児医療費助成金交付<br>請 求 却 下 通 知 書                               | 年 月 日 |
| 様                                                             |       |
| 奈良市長                                                          | 印     |
| 年 月 日付けで請求ありました乳幼児医療費助成金の交付請求<br>については、下記の理由により却下しましたので通知します。 |       |
| 却下した理由                                                        | 記     |
| (注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟<br>の教示を記載する。            |       |

第 6 号様式 (第 5 条関係)

奈良市母子医療費助成金交付  
請求却下通知書

年 月 日

様

奈良市長

印

年 月 日付けで請求ありました母子医療費助成金の交付請求に  
ついては、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

却下した理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟  
の教示を記載する。

(老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 10 条 老人福祉法に基づく措置費用の徴収に関する規則  
(昭和 55 年奈良市規則第 36 号) の一部を次のように改正  
する。

別記第 2 号様式中

「 この決定に不服がある場合は、この通知  
書を受けた日の翌日から起算して 60 日以  
内に市長に対し、異議申立てをすることが  
できます。 を

「 (注) 余白にこの処分について不服がある場  
合における不服申立て及び取消訴訟の教  
示を記載する。 に

改める。

(奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施規則  
の一部改正)

第 11 条 奈良市高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業実施  
規則 (平成 10 年奈良市規則第 43 号) の一部を次のよう  
に改正する。

別記第 2 号様式中

「 この決定に不服がある場合は、この通知書を

受けた日の翌日から起算して 60 日以内に市長 を  
に対し、異議申立てをすることができます。 」

「 (注) 余白にこの処分について不服がある場合に  
おける不服申立て及び取消訴訟の教示を記載 に  
する。 」

改める。

(奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則の一部  
改正)

第 12 条 奈良市老人医療費の助成に関する条例施行規則  
(昭和 46 年奈良市規則第 36 号) の一部を次のように改正  
する。

別記第 2 号様式を次のように改める。

第2号様式（第4条関係）

別記第7号様式を次のように改める。  
第7号様式（第5条関係）

|                                                                                  |       |
|----------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 老人<br>医療<br>医療費受給資格<br>証交付申請却下通知書                                                | 年 月 日 |
| 様                                                                                |       |
| 奈良市長                                                                             | 印     |
| 年 月 日付けで申請のあった老人<br>医療費受給資格<br>証の交付申請<br>については、次の理由により申請を却下しましたので通知します。<br>(理 由) |       |

|                                                                     |       |
|---------------------------------------------------------------------|-------|
| 老人医療費助成金交付請求却下通知書                                                   | 年 月 日 |
| 様                                                                   |       |
| 奈良市長                                                                | 印     |
| 年 月 日付けで申請のあった老人医療費助成金の交付請求につ<br>いては、次の理由により却下しましたので通知します。<br>(理 由) |       |

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟  
の教示を記載する。

(奈良市軽度生活援助事業実施規則の一部改正)

第 13 条 奈良市軽度生活援助事業実施規則（平成 12 年奈良市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

別記第 4 号様式中

「この決定に不服のあるときは、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、奈良市を長に対して異議申立てをすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載にする。」

改める。

(奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部改正)

第 14 条 奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則（平成 12 年奈良市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中

「この決定に不服のあるときは、この決定を知った日の翌日から起算して 60 日以内に、奈良市を長に対して異議申立てをすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載にする。」

改める。

(奈良市身体障害者福祉法施行細則の一部改正)

第 15 条 奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和 62 年奈良市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

別記第 7 号様式の 3 中

「この決定に不服があるときは、この決定を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に市長にを対し、異議申立てをすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載にする。」

改める。

別記第 10 号様式を次のように改める。

第 10号様式 (第 6 条関係)

却 下 決 定 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付けで申請のありました身体障害者福祉法による更正医療の給  
付 (修理) } 補装具の交付  
については、下記の理由により却下することに決定しましたから通知します。

記

(却下の理由)

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。



(奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 16 条 奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例施行

第 6 号様式 (第 5 条関係)

規則 (昭和 47 年奈良市規則第 11 号) の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式を次のように改める。

奈良市中心身障害者医療費助成金交付  
請 求 却 下 通 知 書

年 月 日

様

奈良市長 印

年 月 日付けで請求ありました心身障害者医療費助成金の交付請求については、下記の理由により却下しましたので通知します。

記

却下した理由

(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第 1 条 奈良市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成 14 年奈良市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式（裏）中

「<sup>（注）</sup> 余白にこの処分の不服申立てについて記載する。」を

第 13 号様式（第 9 条の 4 関係）

「<sup>（注）</sup> 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」に改める。

(奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正)

第 18 条 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 48 年奈良市規則第 53 号）の一部を次のように改正する。  
別記第 13 号様式及び第 14 号様式を次のように改める。

許 可 取 消 書

奈良市達 第 号

住 所  
氏 名 様

年 月 日付け奈良市指令 第 号で許可した 一般廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物処分業  
浄化槽清掃業

は、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 9 条の 4 の規定により、次の理由でその許可を取り消します。

年 月 日

奈良市長 印

1 取消しの理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

第 14 号様式（第 9 条の 4 関係）

## 業 務 停 止 命 令 書

奈良市達 第 号

住 所  
氏 名 様

一般廃棄物収集運搬業  
年 月 日付け奈良市指令 第 号で許可した 一般廃棄物処分業  
浄化槽清掃業  
は、奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する規則第 9 条の 4 の規定により、次のとおり業務の停止を命じます。

年 月 日

奈良市長 印

## 1 停止を命じる事項

## 2 停止期間

年 月 日から 年 月 日まで

## 3 停止を命ずる理由

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

別記第 29号様式及び第 31号様式中  
「(特定一般廃棄物最終処分場の場合)」

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、奈良市長に対して異議申立てをすることができます。

(特定産業廃棄物最終処分場の場合)

この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

別記第 43号様式中

「(注) この命令に不服のある場合には、この命令書を受けた日の翌日から起算して 60日以内に、奈良市長に対して異議の申立てをすることができます。」

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

(奈良市介護保険規則の一部改正)

第 19条 奈良市介護保険規則（平成 12年奈良市規則第 30号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中 「、問い合わせ先並びに不服申立て」を「及び問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 3 号様式及び第 4 号様式中 「及び不服申立て」を「について、裏面に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 5 号様式中 「、問い合わせ先並びに不服申立て」を「及び問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 6 号様式（2 枚目）中 「不服申立て、介護保険料所得段階区分等」を「介護保険料所得段階区分等」に改め、同様式（4 枚目）中 「口座振替等」を「不服申立て、取消訴訟、口座振替等」に改める。

別記第 7 号様式中 「及び不服申立て等」を「、不服申立て、取消訴訟等」に改める。

別記第 10号様式及び第 11号様式中 「及び不服申立て」を「について、裏面に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 14号様式中 「及び不服申立て」を「、不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 19号様式中 「及び不服申立て」を「について、別紙に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 22号様式中 「及び不服申立て」を「について、裏面に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 25号様式及び第 26号様式中 「、問い合わせ先及び不服申立て」を「及び問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 28号様式及び第 29号様式中 「及び不服申立て」を「について、裏面に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 31号様式中 「、問い合わせ先及び不服申立て」を「及び問い合わせ先について、裏面に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

別記第 32号様式及び第 34号様式中 「及び不服申立て」を「について、裏面に不服申立て及び取消訴訟」に改める。

（奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則の一部改正）

第 20条 奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則（平成 8 年奈良市規則第 20号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式を次のように改める。

## 第 6 号様式（第 4 条関係）

## 放置自動車撤去命令書

第 年 月 日

住 所  
氏 名 様  
〔 法人の場合は、名称  
及び代表者の氏名 〕

奈良市長 印

奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例第 12 条の規定により、 年  
月 日までにあなたが放置している次の自動車を撤去するよう命じます。  
なお、この命令に違反した場合は、20万円以下の罰金に処せられます。

|                              |       |  |
|------------------------------|-------|--|
| 放 置 場 所                      | 奈良市   |  |
| 放 置 自 動 車                    | 車 種   |  |
|                              | 登録番号等 |  |
| 命 令 の 理 由                    |       |  |
| 連絡先<br><br>奈良市役所 課<br><br>電話 |       |  |

（注）余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。

(短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則の一部改正)

第 2 条 短期所有土地譲渡益重課制度の適用除外、長期譲渡所得の課税の特例及び一般土地譲渡益重課制度の適用除外に係る優良住宅認定事務施行細則(昭和 49 年奈良市規則第 25 号)の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中

付記 この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に異議申立をすることができます。

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

(奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 奈良市建築物における駐車施設の附置及び管理に関する条例施行規則(平成 2 年奈良市規則第 3 号)の一部を次のように改正する。

別記第 5 号様式中

「(注) この処分について不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に市長に異議申立てをすることができます。」

「

|               |           |   |   |   |
|---------------|-----------|---|---|---|
| 妊娠中の女性職員の健康診査 | 出 産 予 定 日 | 年 | 月 | 日 |
|---------------|-----------|---|---|---|

を

「

|                   |            |   |   |   |
|-------------------|------------|---|---|---|
| 妊娠中又は産後の女性職員の健康診査 | 出 産 (予定) 日 | 年 | 月 | 日 |
|-------------------|------------|---|---|---|

に、

「

|    |                  |
|----|------------------|
| 19 | その他市長が特に必要と認めた場合 |
|    | <div></div>      |

を

「

|    |                  |            |   |   |   |
|----|------------------|------------|---|---|---|
| 19 | 男性職員の育児参加        | 出 産 (予定) 日 | 年 | 月 | 日 |
| 20 | その他市長が特に必要と認めた場合 |            |   |   |   |
|    | <div></div>      |            |   |   |   |

に

改める。

(奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部改正)

第 2 条 奈良市職員出勤整理簿等取扱規程(平成 5 年奈良市訓令甲第 10 号)の一部を次のように改正する。

「(注) 余白にこの処分について不服がある場合における不服申立て及び取消訴訟の教示を記載する。」

改める。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 31 日揭示済)

## 訓 令 甲

奈良市訓令甲第 1 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市職員服務規程及び奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 17 年 3 月 31 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市職員服務規程及び奈良市職員出勤整理簿等取扱規程の一部を改正する訓令

(奈良市職員服務規程の一部改正)

第 1 条 奈良市職員服務規程(昭和 40 年奈良市訓令甲第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 25 条第 2 項第 1 号中「、西部出張所(以下「所」という。)」を「(西部出張所及び行政センターを含む。以下この項において同じ。)」に改め、「、所」を削り、同項第 3 号中「、所」を削る。

別記第 12 号様式中「公使」を「行使」に、

第 6 条第 3 号ナ中「及びへ」を「、へ及びホ」に改め、同号に次のように加える。

ホ 男性職員の育児参加の休暇 育児参加

附 則

この訓令は、平成 17年 4月 1日から施行する。  
(平成 17年 3月 31日揭示済)

## 奈良市訓令甲第 2 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する  
訓令を次のように定める。

|                                                |                                      |        |      |                     |     |                 |
|------------------------------------------------|--------------------------------------|--------|------|---------------------|-----|-----------------|
| 月<br>セ<br>ン<br>タ<br>ー<br>瀬<br>川<br>行<br>政<br>課 | 月<br>温<br>ヶ<br>泉<br>瀬<br>梅<br>の<br>郷 | 全<br>員 | 時差勤務 | 1週間当たり 40時間と<br>する。 | 45分 | 職員ごとに所属長が別に定める。 |
|------------------------------------------------|--------------------------------------|--------|------|---------------------|-----|-----------------|

## 附 則

この訓令は、平成 17年 4月 1日から施行する。  
(平成 17年 3月 31日揭示済)

## 奈良市訓令甲第 3 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市地籍調査作業規程を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

## 奈良市地籍調査作業規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国土調査法（昭和 26年法律第 180号）  
第 2 条第 1 項第 3 号の地籍調査（以下「地籍調査」とい  
う。）の作業実施について必要な事項を定めるものとす  
る。

(地籍調査推進委員)

第 2 条 市長は、地籍調査を実施するに当たり、地籍調査  
推進委員を委嘱するものとする。

2 地籍調査の実施区域を担当する地籍調査推進委員は、  
作業班の行う一筆地調査に立ち会い、当該調査の推進、  
調整等を行うものとする。

3 地籍調査推進委員の任期は、担当する地籍調査の実施  
区域の一筆地調査が終了するまでとする。

(筆界の調査)

第 3 条 筆界は、慣習、筆界に関する文書等を参考とし、  
かつ、土地の所有者その他利害関係人又はこれらの代理  
人の確認を得て調査するものとする。

2 筆界の決定において、土地の所有者その他利害関係人  
又はこれらの代理人の意見が相違する場合は、地籍調査  
推進委員の意見を求めるものとする。

3 第 1 項の確認が得られないときは、調査図素図の当該  
部分に「筆界未定」と朱書きするものとする。

(補則)

第 4 条 この規程に定めのない事項については、地籍調査  
作業規程準則（昭和 32年総理府令第 71号）によるもの  
とする。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正  
する訓令

奈良市職員の勤務時間等に関する規程（昭和 44年奈良  
市訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表環境清美部の項の次に次のように加える。

## 附 則

この訓令は、平成 17年 4月 1日から施行する。  
(平成 17年 3月 31日揭示済)

## 奈良市訓令甲第 4 号

庁 中 一 般  
関 係 各 所

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例等の施  
行に伴う関連規程の整備に関する訓令を次のように定める。

平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市役所出張所設置条例の一部を改正する条例等

の施行に伴う関連規程の整備に関する訓令

(奈良市事務専決規程の一部改正)

第 1 条 奈良市事務専決規程（平成 14年奈良市訓令甲第  
1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項企画部長の部分中第 2 号を削り、第 3 号  
を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、同項都市計画部長  
の部分の第 16 号中「許可」の次に「及び屋外広告業の  
登録」を加え、同条第 3 項第 1 号を削り、同項第 2 号中  
「駈核予防法」の次に「(昭和 26年法律第 96号)」を加え、  
同号を同項第 1 号とし、同項中第 3 号を第 2 号とし、第  
4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項を同条第  
4 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

3 都祁診療所長は、次に掲げる事務を専決処理するこ  
とができる。

- (1) 電気料金、水道料金、ガス料金、し尿処理料金、  
電話料金、料金後納郵便物の料金、保険料及び旅費  
の支出負担行為の決定
- (2) 1 件 2,000 円未満の委託料の支出負担行為の決  
定
- (3) 前 2 号以外の 1 件 800 万円未満の支出負担行為の  
決定
- (4) 支出命令書の発行
- (5) 行政財産の目的外使用の許可
- (6) 収入金の調定及び調定通知
- (7) 所属職員の出張命令

- (8) 所属職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務命令  
(9) 所属職員の週休日の振替、半日勤務時間の割振りの変更及び休日の代休日の指定  
(10) 任用期間が2月を超えない臨時職員の任用（任用期間を更新する場合を除く。）  
(11) 使用料及び手数料の減免及び分納又は延納の許可又は承認  
(12) 定例又は軽易な申請、副申、証明、届出、調査、報告、照会、回答及び通知  
(13) 月報、勤務日誌等の査閲  
(14) 主管事務に関する統計及び資料等のしゅう集  
(15) 行政文書の開示の請求に対する決定等  
(16) 個人情報の開示及び訂正等の請求に対する決定等  
(17) 前各号に定めるもののほか、定例又は軽易な事務に属し、疑義又は自由裁量の余地のない事項の処理  
第6条第1項中「合併対策室長」を削り、「工事検査室長」を「工事検査室長、施設移転推進室長」に、「及び西大寺南区画整理事務所長」を「西大寺南区画整理事務所長及び月ヶ瀬診療所長」に改め、同項文化振興課長の部分に次の1号を加える。

- (7) 都祁交流センターの使用承認、使用取消し及び使用制限

第6条第1項市民生活課長の部分中「市民生活課長」を「市民サービス課長」に改め、同項男女共同参画課長の部分の次に次の福祉総務課長の部分を加える。

福祉総務課長

- (1) 都祁福祉センターの使用承認、使用取消し及び使用制限

第6条第1項障がい福祉課長の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項高齢福祉課長の部分の第1号中「使用許可」を「使用承認」に改め、同項健康増進課長の部分の第3号を削り、同項観光課長の部分に次の1号を加える。

- (4) 針テラス情報館の使用承認、使用取消し及び使用制限

(奈良市役所出張所長等事務専決規程の一部改正)

第2条 奈良市役所出張所長等事務専決規程（昭和34年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「出張所」の次に「及び行政センター」を加える。

第3条（見出しを含む。）中「西部出張所長」の次に「月ヶ瀬行政センター所長及び都祁行政センター所長」を加える。

第4条の見出し中「西部出張所」を削り、同条中「西部出張所の」を削り、同条住民課長の部分中「住民課長」を「住民課長共通」に改め、同条に次の月ヶ瀬行政センター庶務課長の部分、都祁行政センター庶務課長の部分及び都祁行政センター業務課長の部分を加える。

月ヶ瀬行政センター庶務課長

- (1) 工事請負契約の工期の延長の決定  
(2) 検査員（所属職員に限る。）の指名及び現場監督員の選任  
(3) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく自動車の臨時運行の許可  
(4) 簡易水道の給水装置工事の施行承認  
(5) 簡易水道の給水申込みの承認  
(6) 簡易水道の水質検査の受託  
(7) 簡易水道に係る料金等の徴収  
(8) 工事施行に伴う断水

都祁行政センター庶務課長

- (1) 道路運送車両法に基づく自動車の臨時運行の許可

都祁行政センター業務課長

- (1) 工事請負契約の工期の延長の決定  
(2) 検査員（所属職員に限る。）の指名及び現場監督員の選任  
(3) 簡易水道の給水装置工事の施行承認  
(4) 簡易水道の給水申込みの承認  
(5) 簡易水道の水質検査の受託  
(6) 簡易水道に係る料金等の徴収  
(7) 工事施行に伴う断水

(奈良市総合計画策定委員会設置規程の一部改正)

第3条 奈良市総合計画策定委員会設置規程（昭和56年奈良市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画部企画課」を「企画部企画政策課」に改める。

(奈良市都市問題調整会議設置規程の一部改正)

第4条 奈良市都市問題調整会議設置規程（昭和62年奈良市訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

- (9) 簡易水道水源保護地域

第8条中「企画部企画課」を「企画部企画政策課」に改める。

別表第1委員の項中「西部出張所長」を「西部出張所長 月ヶ瀬行政センター所長 都祁行政センター所長」に改める。

別表第2幹事の欄中「企画課長 交通政策課長」を「企画政策課長 交通政策課長」に、「地域振興課長」を「市民サービス課長」に改め、同表中

|   |           |              |   |
|---|-----------|--------------|---|
| 「 | 西 部 出 張 所 | 庶務課長         | 」 |
|   | 教育委員会事務局  | 教育総務課長 学務課長  |   |
|   |           | 社会教育課長 文化財課長 |   |
|   | 水 道 局     | 企画課長         |   |

|   |           |             |   |
|---|-----------|-------------|---|
| 「 | 西 部 出 張 所 | 庶務課長        | 」 |
|   | 月ヶ瀬行政センター | 庶務課長        |   |
|   | 都祁行政センター  | 庶務課長 業務課長   |   |
|   | 教育委員会事務局  | 教育総務課長 学務課長 |   |



水 道 局

社会教育課長 文化財課長  
配水課長

改める。

(奈良市環境調整会議設置規程の一部改正)

第 5 条 奈良市環境調整会議設置規程（平成 11年奈良市訓令甲第 10号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 委員の項中「水道事業管理者」を「収入役水道事業管理者」に、「給水部長 浄水部長」を「技術部長」に改める。

別表第 2 幹事の欄中「企画課長 防災課長」を「企画政策課長 防災課長」に、「企画課長 配水課長」を「経営管理課長 配水課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成 17年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17年 3 月 31日揭示済)